ちしば

写

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 28 年 10 月

千 葉 県 人 事 委 員 会

人委給第120号
平成28年10月14日

千葉県議会議長　　宇野　裕　様
千葉県知事　　鈴木栄治　様

千葉県人事委員会
委員長　　川野辺　二郎

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第８条及び第26条の規定により、職員の給与について別紙第１のとおり報告し、併せてその改定について別紙第２のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第３のとおり報告します。

（　目　次　）

別紙第１　職員の給与に関する報告

１　給与勧告の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

２　職員の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

３　民間給与の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

４　職員の給与と民間給与との比較・・・・・・・・・・・・・・・・　4

(1) 民間給与との較差

(2) 特別給

５　物価及び生計費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

(1) 物価指数

(2) 標準生計費

６　人事院の報告及び勧告の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

７　本年の給与改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

(1) 改定についての考え方

(2) 本年の給与改定

８　扶養手当の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

９　教員給与の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

10　再任用職員の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

11　高齢層職員の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

12　給与改定実施の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

別紙第２　勧告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

別紙第３　公務運営に関する報告

１　雇用と年金の接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49

２　能力・実績に基づく人事管理・・・・・・・・・・・・・・・・・　49

３　多様で有為な人材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50

４　勤務環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　51

(1) 総実勤務時間の短縮

(2) 職員の健康管理

(3) ハラスメント防止対策

(4) 両立支援の推進

(5) 勤務形態の多様化

別紙第１

職 員 の 給 与 に 関 す る 報 告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降調査検討してきたが、その概要は次のとおりである。

１　給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、併せて所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきている。民間準拠を基本とするのは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

２　職員の給与

本年４月現在で調査・集計した本県の「平成28年人事統計に関する報告」によると、在職者は57,095人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の９種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,176人であって、その平均年齢は41.0歳であり、男女別構成は男61.6％、女38.4％、学歴別構成は大学卒55.9％、短大卒13.9％、高校卒30.2％、中学卒0.0％である。これらの職員の給与月額の平均は、本年４月現在において375,399円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額の平均は399,080円となる。

（報告資料第１表～第３表）

３　民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した368の事業所について「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年４月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況、家族手当及び賞与等の特別給の支給状況等についても調査を行った。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、本年も88.3％と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

４　職員の給与と民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の４月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を１人当たり平均870円（0.23％）上回っていることが明らかとなった。

（報告資料第23表）

(2) 特別給

昨年８月から本年７月までの１年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.28月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.20月）を上回っている。

（報告資料第16表）

５　物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省による本年４月の消費者物価指数は、昨年４月に比べ全国で0.3％減少しており、千葉市においても0.3％の減少となっている。

（報告資料第25表）

(2) 標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年４月において２人世帯で178,200円、３人世帯で205,060円、４人世帯で231,900円となった。

（報告資料第24表）

６　人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年８月８日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。

月例給については、民間給与が国家公務員給与を平均708円（0.17％）上回って

いることから、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおいて平成29年度以降に予定していた本府省業務調整手当の手当額の引上げの一部を実施することとしている。特別給については、民間の支給割合が国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を0.12月分上回っていることから、支給月数を0.10月分引き上げることとしている。

加えて、平成29年度以降の措置として、給与制度の総合的見直しに関し、平成29年度において本府省業務調整手当の手当額の引上げを行うこと、また、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額する等の扶養手当の見直しを平成29年度から段階的に実施するなどの給与制度の改正を行うこととしている。

（報告資料〈参考〉人事院勧告の骨子）

7　本年の給与改定

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与改定についての本委員会の見解は、次のとおりである。

(1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、約９割の民間事業所において定期的に行われている昇給を実施しており、また、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は23.6％（昨年29.4％）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.3％（同0.3％）となっており、昨年と比べてベースアップを実施した事業所の割合が減少している。

このような状況において、前記のとおり、本年４月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を870円（0.23％）上回っているものと認め

られた。

これらのことを踏まえ、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げる必要があると判断した。

以上の状況及び本年の人事院勧告の内容を総合的に勘案すると、本委員会としては、(2)に示すとおり給与を改定することが適当であると考える。

(2) 本年の給与改定

ア　月例給

(1)の改定についての考え方に基づき、以下の内容のとおり月例給を改定することとする。

(ｱ) 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて、給料月額の改定を行う必要がある。（平均改定率　0.2%）

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。ただし、教育職給料表（二）の１級については、実習助手等の給与水準を考慮し、全国人事委員会連合会が作成したモデル給料表の改定率を用い、改定を行うこととする。

(ｲ) 扶養手当

子に係る手当額については、(ｱ)の給料表の改定を行っても残ることとなる民間給与との較差を解消するため、また、後述のとおり平成29年度以降実施することとする扶養手当の見直しを円滑に進める観点から、7,000円に引き上げることとする。

(ｳ) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当については、国に準じて改定する必要がある。

月例給の改定による行政職給料表適用者の改定額（率）は、次のとおりとなる。

改定（月例給）の内訳

項　目	改定額(率)
給料の月額	５５８円 （０．１５％）
扶養手当	２３７円 （０．０６％）
はね返り分等	７３円 （０．０２％）
計	８６８円 （０．２３％）

（注）「はね返り分」とは、地域手当など給料の月額等を算定基礎としている諸手当の額が、給料の月額等の改定に伴い増減することによる分をいう。

なお、給与制度の総合的見直しにおける給料表水準の引下げに伴う経過措置額を受ける職員について、その大半は、給料表の引上げ改定を行っても実際に支給される給料の月額は増加しないため、上表のとおり、給料の月額の改定率（0.15％）は給料表の平均改定率（0.2％）に比べて小さくなっている。

イ　期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.30月分とする必要がある。支給月数の引上げ分については、人事院勧告の内容に準じて、勤勉手当を引き上げることとする。

ウ　改定の実施時期

アの改定は、平成28年４月１日から実施することとし、イについては、人事院勧告の内容に準じ実施することとする。

８　扶養手当の見直し

本年、人事院においては、扶養手当の見直しについて、報告及び勧告を行った。

人事院は、配偶者に係る手当をめぐり、社会全体として、共働き世帯が片働き世帯よりも多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生ずる中、民間企業において、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあること、公務においても、配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあること、また、配偶者に係る手当について見直し予定がある、あるいは、税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討するとする事業所が一定程

度あることなど、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、また、子に要する経費の実情や我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮し、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、これにより生ずる原資を使って子に係る手当額を引き上げるなどの見直しを実施することとした。

本県職員の給与制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国の制度に準拠していることや、人事院が報告で述べている配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等について、本県も同様の状況であることから、国と同様に扶養手当について見直す必要がある。この見直しを円滑に進める観点から、前述のとおり、本年、子に係る手当額の引上げの一部を実施することとし、各年度の具体的な手当額は次のとおりとする。

（単位：円）

扶養親族＼年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配偶者	行政職給料表７級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表８級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表９級以上	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子		7,000	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表７級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表８級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表９級以上	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

（注）１　「行政職給料表７級」、「行政職給料表８級」及び「行政職給料表９級」には、これらに相当する職務の級を含む。

２　職員に配偶者がない場合の扶養親族１人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

なお、人事院は、税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討していくこととしており、本県としても、その状況を注視していく必要がある。

９　教員給与の見直し

教員給与に関しては、引き続きメリハリある教員給与体系を実現する観点から、共通給料表導入後の職員の状況、他の都道府県の動向、また教育委員会の意見等も踏まえながら、職務の実態に応じた給与上の措置の見直し、職務・職責に応じた適切な処遇について検討を進める必要がある。

10　再任用職員の給与

人事院は、再任用職員の給与については、民間企業の再雇用者の給与の動向や再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行っていくこととしていることから、本県としても、引き続きその状況を注視していく必要がある。

11　高齢層職員の給与

55歳を超える職員の給与水準について、民間との給与差の状況や、昇給制度の見直し・運用の実施状況を見ながら、全体の公民較差や国の動向等を踏まえつつ、必要な対応について引き続き検討を進めることとする。

12　給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第２の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

別紙第２

勧　　告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

１　本年の給与改定関係

(1) 給料表について

給料表について、現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 扶養手当について

子に係る手当の月額（扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第９条第４項の規定により加算される前の額。以下同じ。）を１人につき7,000円とすること。

(3) 初任給調整手当について

医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を308,000円とすること。

(4) 期末手当・勤勉手当について

ア　平成28年度の支給割合

(ｱ)　(ｲ)及び(ｳ)以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあっては、0.425月分）とすること。

(ｲ)　特別管理職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

(ｳ)　任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ　平成29年度以降の支給割合

(ｱ)　(ｲ)及び(ｳ)以外の職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.4月分）とすること。

(ｲ) 特別管理職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

(ｳ) 任期付研究員及び特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

２　扶養手当の見直し関係

(1) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額を１人につき10,000円とすること。

(2) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を１人につき3,500円とすること。

(3) 職員に配偶者がない場合の扶養親族１人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。

(4) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

３　改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年４月１日から実施すること。ただし、１の(4)のアについては平成28年12月１日から、１の(4)のイ及び２については平成29年４月１日

から実施すること。

(2) 扶養手当の月額等の特例措置

ア　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間における扶養手当の月額等については、２の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円)」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、２の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、２の(3)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、２の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を１人につき6,500円」とすること。

イ　平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間における扶養手当の月額等については、２の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円)」とあるのは「6,500円」とし、２の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、２の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を１人につき6,500円」とすること。

ウ　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間における扶養手当の月額等については、２の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を１人につき3,500円」とすること。

別記

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
再任用職員及び任期付職員以外の職員	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		

	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200			
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500			
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800			
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200				
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600				
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300				
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800				
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200				
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600				
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000				
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400				
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800				
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200				
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500				
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800				
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200				
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500				
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800				
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100				
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300					
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600					
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900					
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200					
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500					
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800					
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100					
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300					
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600					
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900					
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200					
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400					
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700					
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000					
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200					
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400					
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700					
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000					
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200					
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400					
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700					
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000					
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200					
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400					
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500						
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800						
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000						
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200						
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500						

	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
	94		294,000	341,800	380,700						
	95		294,400	342,300	381,100						
	96		294,800	342,700	381,500						
	97		295,000	342,800	381,800						
	98		295,300	343,300							
	99		295,700	343,700							
	100		296,100	344,000							
	101		296,300	344,300							
	102		296,600	344,700							
	103		297,000	345,100							
	104		297,300	345,500							
	105		297,500	346,000							
	106		297,800	346,400							
	107		298,200	346,800							
	108		298,500	347,200							
	109		298,700	347,700							
	110		299,100	348,100							
	111		299,500	348,400							
	112		299,800	348,700							
	113		299,900	349,200							
	114		300,200								
	115		300,500								
	116		300,900								
	117		301,100								
	118		301,300								
	119		301,600								
	120		301,900								
	121		302,300								
	122		302,500								
	123		302,800								
	124		303,100								
	125		303,400								
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600
任期付職員		150,500	191,700	224,200	254,400	272,200	292,700	324,500	360,200	404,800	520,900

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

公　安　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
再任用職員以外の職員	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600

43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500		
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700		
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000		
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300		
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600		
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800		
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100		
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400		
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700		
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900		
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700			
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000			
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200			
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400			
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700			

91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000	
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200	
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400	
94	299,800	323,400	349,800	383,400	415,300		
95	300,900	324,800	351,300	384,000	415,700		
96	302,200	326,100	352,800	384,500	416,100		
97	303,300	327,300	354,100	384,900	416,400		
98	304,500	328,600	355,300	385,300			
99	305,700	329,900	356,400	385,900			
100	306,900	331,200	357,600	386,400			
101	308,100	332,600	358,700	386,800			
102	309,100	333,500	359,800	387,300			
103	310,200	334,600	360,900	387,900			
104	311,200	335,800	362,100	388,400			
105	312,000	336,900	363,300	388,700			
106	312,600	338,000	363,800	389,100			
107	313,200	339,000	364,400	389,600			
108	313,900	340,100	365,000	389,900			
109	314,400	341,300	365,600	390,200			
110	314,900	342,300	366,100	390,700			
111	315,400	343,300	366,600	391,200			
112	316,000	344,200	367,100	391,700			
113	316,800	345,100	367,500	392,000			
114	317,500	346,000	367,900	392,500			
115	318,200	347,000	368,500	393,000			
116	318,900	348,000	369,000	393,500			
117	319,500	349,000	369,400	393,800			
118	320,300	349,500	369,900	394,300			
119	321,000	350,100	370,500	394,800			
120	321,800	350,700	371,000	395,300			
121	322,400	351,000	371,100	395,700			
122	322,700	351,400	371,700	396,200			
123	323,200	351,900	372,200	396,600			
124	323,700	352,300	372,600	397,100			
125	324,000	352,700	373,100	397,500			
126		353,100	373,600				
127		353,600	374,100				
128		354,000	374,600				
129		354,400	374,900				
130		354,800	375,400				
131		355,200	375,900				
132		355,600	376,400				
133		355,800	376,700				
134		356,300	377,200				
135		356,700	377,600				
136		357,000	378,000				
137		357,300	378,300				
138		357,700	378,800				

	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500							
	143		360,000							
	144		360,500							
	145		360,800							
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考　この表は、警察官である職員に適用する。

教 育 職 給 料 表 (一)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	211,700	272,600	320,000	404,100
	2	214,000	275,600	322,900	406,400
	3	216,200	278,400	326,000	408,800
	4	218,400	281,200	329,000	411,300
	5	220,500	284,100	332,200	413,700
	6	222,700	286,600	335,000	416,200
	7	224,900	288,800	337,600	418,600
	8	227,000	291,200	340,300	421,100
	9	229,300	293,900	343,300	422,900
	10	231,700	296,400	346,300	425,400
	11	234,100	298,800	349,400	427,800
	12	236,500	301,400	352,700	430,100
	13	238,800	303,800	355,600	431,700
	14	241,200	305,800	357,700	433,900
	15	243,600	307,900	360,000	436,100
	16	246,000	309,800	362,600	438,400
	17	248,100	312,000	365,100	440,700
	18	251,200	314,200	367,300	443,100
	19	254,300	316,200	369,600	445,400
	20	257,400	318,200	371,700	447,800
	21	260,300	320,300	373,800	449,900
	22	263,300	322,800	375,900	452,200
	23	266,200	325,400	378,000	454,600
	24	269,100	328,200	380,000	456,900
	25	271,900	330,300	381,700	458,900
	26	274,500	332,500	383,500	461,100
	27	277,000	334,700	385,400	463,200
	28	279,700	337,200	387,300	465,400
	29	282,600	339,600	389,200	467,500
	30	285,000	341,800	390,900	469,800
	31	287,200	343,900	392,600	472,000
	32	289,600	345,800	394,300	474,100
	33	292,100	348,000	396,100	476,000
	34	294,300	350,300	397,900	478,100
	35	296,800	352,600	399,500	480,400
	36	299,100	354,800	401,300	482,600
	37	301,600	356,700	402,500	484,700
	38	303,300	358,700	404,100	486,700
	39	305,000	360,800	405,700	488,600
	40	306,700	362,700	407,200	490,500
	41	308,600	364,600	408,400	492,500
	42	309,400	366,500	410,000	494,400

43	310,300	368,300	411,500	496,100
44	311,200	370,100	413,100	498,000
45	312,100	372,100	414,500	499,900
46	313,200	373,900	416,100	501,700
47	314,100	375,500	417,500	503,500
48	315,200	377,300	419,100	505,400
49	316,200	379,000	420,500	507,100
50	317,300	380,600	421,800	508,800
51	318,200	382,400	423,100	510,600
52	319,100	384,100	424,400	512,500
53	320,300	385,300	425,100	514,100
54	321,300	386,800	426,100	515,700
55	322,400	388,200	427,000	517,400
56	323,400	389,800	427,900	519,000
57	324,400	391,200	428,800	520,600
58	325,500	392,600	429,700	521,900
59	326,600	393,900	430,600	523,200
60	327,600	395,400	431,500	524,400
61	328,600	396,700	432,400	525,600
62	329,600	398,100	433,300	526,600
63	330,700	399,600	434,300	527,600
64	331,800	401,100	435,400	528,600
65	332,700	402,100	436,300	529,200
66	333,800	403,200	437,300	530,100
67	334,600	404,200	438,300	531,000
68	335,700	405,300	439,200	531,900
69	336,500	406,300	440,200	532,800
70	337,600	407,200	441,200	533,600
71	338,600	408,000	442,100	534,300
72	339,700	408,800	443,100	534,800
73	340,200	409,600	444,100	535,500
74	341,200	410,500	445,000	536,000
75	342,200	411,300	445,900	536,800
76	343,200	412,100	446,900	537,400
77	344,200	412,800	447,700	537,900
78	345,200	413,200	448,200	
79	346,100	413,500	448,900	
80	347,000	413,800	449,500	
81	348,000	414,100	450,300	
82	349,000	414,400	451,000	
83	350,000	414,600	451,300	
84	351,000	414,900	451,900	
85	351,600	415,200	452,300	
86	352,200	415,500	452,600	
87	352,800	415,800	452,900	
88	353,400	416,100	453,200	
89	354,000	416,300	453,500	
90	354,400	416,600		

	91	354,800	416,900		
	92	355,300	417,200		
	93	355,800	417,400		
	94	356,200	417,700		
	95	356,700	418,000		
	96	357,200	418,300		
	97	357,800	418,500		
	98	358,300	418,800		
	99	358,700	419,100		
	100	359,200	419,300		
	101	359,600	419,500		
	102	360,100	419,800		
	103	360,400	420,100		
	104	360,900	420,300		
	105	361,400	420,500		
	106	361,800			
	107	362,300			
	108	362,800			
	109	363,200			
	110	363,700			
	111	364,200			
	112	364,600			
	113	365,000			
	114	365,400			
	115	365,900			
	116	366,300			
	117	366,700			
	118	367,100			
	119	367,600			
	120	368,000			
	121	368,300			
	122	368,700			
	123	369,200			
	124	369,500			
	125	369,900			
	126	370,400			
	127	370,900			
	128	371,300			
	129	371,700			
再任用職員		282,000	293,000	314,900	398,900

備考　この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	157,500	171,600	260,000	289,000	405,900
	2	159,000	173,700	262,500	291,600	407,400
	3	160,500	175,800	264,800	294,500	408,900
	4	162,000	178,000	267,100	297,000	410,400
	5	163,700	180,000	269,700	299,500	411,800
	6	165,700	182,200	272,100	301,900	413,200
	7	167,500	184,400	274,300	304,200	414,700
	8	169,300	186,600	276,500	306,600	416,300
	9	171,100	188,900	278,800	309,000	417,700
	10	173,300	191,700	281,100	311,600	419,100
	11	175,300	194,400	283,500	314,300	420,500
	12	177,300	197,100	285,700	317,200	421,800
	13	179,400	200,000	288,100	319,700	423,100
	14	181,600	201,700	290,200	321,700	424,500
	15	183,800	203,400	292,100	323,700	425,900
	16	186,000	205,100	294,100	326,000	427,300
	17	188,300	206,900	296,300	328,200	428,500
	18	191,000	208,600	298,800	330,400	429,800
	19	193,500	210,300	301,300	332,700	431,000
	20	196,000	211,900	304,000	334,800	432,300
	21	198,500	213,700	306,300	337,100	433,400
	22	200,200	215,600	308,900	339,300	434,600
	23	201,900	217,500	311,200	341,600	435,900
	24	203,600	219,400	313,900	343,900	437,200
	25	205,100	221,100	316,500	345,800	438,500
	26	206,700	223,100	318,800	347,600	439,700
	27	208,300	225,100	321,200	349,500	440,700
	28	209,800	227,100	323,400	351,400	441,800
	29	211,500	229,000	325,700	353,200	443,000
	30	213,200	231,700	327,700	355,000	443,800
	31	214,900	234,400	329,900	356,700	444,600
	32	216,600	237,100	332,100	358,600	445,500
	33	218,100	239,700	334,100	360,200	446,400
	34	219,800	242,500	336,200	361,900	446,900
	35	221,500	245,100	338,300	363,600	447,400
	36	223,200	247,800	340,300	365,400	447,900
	37	224,800	250,300	342,300	367,300	448,400
	38	226,500	252,800	344,200	368,800	448,900
	39	228,200	255,300	346,200	370,300	449,400
	40	229,900	257,600	348,100	371,900	449,900
	41	231,600	260,200	349,900	373,100	450,400
	42	233,400	262,600	351,700	374,500	450,900

43	235,200	264,800	353,500	375,900	451,400
44	236,900	267,000	355,200	377,400	451,900
45	238,800	269,100	357,000	378,900	452,400
46	240,400	271,300	358,700	380,500	452,900
47	241,900	273,500	360,200	382,100	453,400
48	243,500	275,500	361,800	383,600	453,900
49	244,800	277,700	363,100	385,000	454,400
50	246,300	279,700	364,600	386,500	
51	247,800	281,600	366,200	388,000	
52	249,300	283,600	367,800	389,400	
53	250,200	285,300	369,300	390,600	
54	251,700	287,700	370,800	391,900	
55	253,100	290,000	372,300	393,000	
56	254,600	292,500	373,800	394,100	
57	255,600	294,500	375,300	395,500	
58	257,000	297,000	376,700	396,700	
59	258,300	299,300	378,100	397,900	
60	259,600	302,000	379,400	399,200	
61	260,900	304,400	380,300	400,400	
62	262,100	306,800	381,500	401,400	
63	263,400	309,300	382,700	402,800	
64	264,500	311,600	383,800	404,100	
65	265,600	313,900	384,700	405,300	
66	267,100	316,100	385,900	406,400	
67	268,500	318,200	386,900	407,600	
68	270,000	320,400	388,000	408,700	
69	271,700	322,600	389,200	409,700	
70	273,200	324,700	390,200	410,900	
71	274,700	326,900	391,300	412,100	
72	276,100	328,900	392,500	413,300	
73	277,200	331,000	393,500	413,900	
74	278,500	333,100	394,600	414,700	
75	279,800	335,300	395,700	415,400	
76	281,000	337,500	396,800	415,900	
77	282,400	339,300	397,700	416,200	
78	283,600	341,200	398,600	416,600	
79	284,800	343,100	399,600	417,000	
80	286,000	344,900	400,600	417,400	
81	287,200	346,700	401,400	417,700	
82	288,200	348,500	402,200	418,100	
83	289,400	350,100	402,900	418,500	
84	290,600	351,900	403,700	418,800	
85	291,600	353,200	404,400	419,100	
86	292,600	354,800	405,200	419,500	
87	293,500	356,300	405,900	419,900	
88	294,500	357,800	406,600	420,200	
89	295,600	359,200	407,200	420,500	
90	296,500	360,500	407,900	420,800	

91	297,400	361,900	408,400	421,100	
92	298,300	363,300	409,100	421,300	
93	298,700	364,800	409,500	421,500	
94	299,500	366,100	409,900	421,800	
95	300,200	367,400	410,200	422,100	
96	301,000	368,600	410,500	422,300	
97	301,800	369,600	410,800	422,500	
98	302,600	370,600	411,100	422,800	
99	303,400	371,600	411,400	423,100	
100	304,200	372,600	411,600	423,300	
101	305,100	373,500	411,800	423,500	
102	305,600	374,500	412,100		
103	306,100	375,500	412,400		
104	306,600	376,500	412,600		
105	306,800	377,300	412,800		
106	307,200	378,200	413,100		
107	307,500	379,100	413,400		
108	307,800	380,100	413,600		
109	308,000	380,900	413,800		
110	308,200	381,900			
111	308,500	382,900			
112	308,800	383,900			
113	309,000	384,500			
114	309,200	385,400			
115	309,400	386,300			
116	309,700	387,200			
117	310,000	388,000			
118	310,300	388,700			
119	310,600	389,500			
120	310,900	390,300			
121	311,000	390,900			
122	311,200	391,700			
123	311,500	392,400			
124	311,800	393,100			
125	312,000	393,700			
126	312,200	394,400			
127	312,500	394,900			
128	312,800	395,500			
129	313,000	396,200			
130	313,200	396,800			
131	313,500	397,300			
132	313,800	397,800			
133	314,000	398,100			
134	314,200	398,400			
135	314,500	398,700			
136	314,800	399,000			
137	315,000	399,300			
138	315,200	399,600			

	139	315,500	399,900			
	140	315,800	400,200			
	141	316,000	400,500			
	142	316,200	400,800			
	143	316,500	401,100			
	144	316,800	401,400			
	145	317,000	401,600			
	146	317,200	401,900			
	147	317,500	402,200			
	148	317,800	402,400			
	149	318,000	402,600			
	150	318,200	402,900			
	151	318,500	403,200			
	152	318,800	403,400			
	153	319,000	403,600			
	154	319,200	403,900			
	155	319,500	404,200			
	156	319,800	404,400			
	157	320,000	404,600			
	158	320,200	404,900			
	159	320,500	405,200			
	160	320,800	405,400			
	161	321,000	405,600			
再任用職員		226,700	270,300	297,300	323,600	404,400
任期付職員		183,800	206,900	260,000	272,000	390,500

備考　1　この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研　究　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700

43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
74	261,200	317,800	387,800	439,100	
75	262,600	318,900	388,400	439,600	
76	263,700	320,000	389,100	440,100	
77	264,800	321,100	389,800	440,600	
78	266,000	322,100	390,400	441,200	
79	267,300	323,000	391,000	441,700	
80	268,400	323,900	391,600	442,200	
81	269,800	325,000	392,200	442,700	
82	271,100	325,800	392,800		
83	272,400	326,500	393,400		
84	273,600	327,300	394,000		
85	274,700	327,800	394,500		
86	275,800	328,300	395,000		
87	277,100	328,800	395,500		
88	278,300	329,300	396,200		
89	279,300	329,600	396,600		
90	280,500	330,100			

	91	281,600	330,600			
	92	282,800	331,100			
	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			
	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600				
	111	295,900				
	112	296,200				
	113	296,500				
	114	296,800				
	115	297,100				
	116	297,400				
	117	297,700				
	118	298,100				
	119	298,400				
	120	298,800				
	121	299,100				
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考　この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (一)

職員区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員及び期任付職員以外の職員	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800

43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	
88		481,100	539,500	
89		481,600	540,300	
90		482,200		

	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200
任期付職員		270,000	302,700	350,400	427,600

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	

43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500	
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800	
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,100	
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,300	
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	406,600	
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	406,900	
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	407,200	
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	407,400	
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
86		288,700	324,600	345,500			
87		288,900	324,800	345,800			
88		289,100	325,200	346,100			
89		289,500	325,600	346,500			
90		289,700	326,000	346,800			

	91		289,900	326,400	347,200				
	92		290,100	326,800	347,500				
	93		290,500	327,100	347,900				
	94		290,700	327,300	348,200				
	95		290,900	327,700	348,500				
	96		291,200	328,000	348,800				
	97		291,600	328,200	349,100				
	98		291,900	328,500					
	99		292,100	328,800					
	100		292,400	329,100					
	101		292,700	329,300					
	102		292,900	329,600					
	103		293,100	330,000					
	104		293,400	330,200					
	105		293,700	330,300					
	106			330,600					
	107			331,000					
	108			331,200					
	109			331,400					
	110			331,800					
	111			332,200					
	112			332,600					
	113			332,800					
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700
任期付職員		169,400	190,700	212,300	233,100	262,300	302,400	335,100	394,800

備考　この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医　療　職　給　料　表　(三)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500

43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	430,300	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	430,600	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	430,900	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	431,300	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	431,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	432,000	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	432,300	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	432,700	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	433,100	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	433,400	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	433,700	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	434,100	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500		

	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000		
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400		
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800		
	94	280,900	314,200	347,600	365,600			
	95	281,800	314,900	348,300	366,000			
	96	282,800	315,500	348,900	366,300			
	97	283,600	316,200	349,300	366,900			
	98	284,400	316,500	349,700	367,400			
	99	285,000	317,100	350,200	367,900			
	100	285,900	317,800	350,600	368,400			
	101	286,700	318,200	351,100	369,000			
	102	287,500	318,800	351,500	369,500			
	103	288,300	319,400	352,000	370,000			
	104	289,100	320,000	352,400	370,400			
	105	289,800	320,400	352,700	371,000			
	106	290,300	320,900	353,200	371,500			
	107	290,800	321,400	353,600	372,000			
	108	291,300	321,900	353,900	372,500			
	109	291,500	322,300	354,400	373,100			
	110	291,800	322,700	354,900	373,500			
	111	292,000	323,000	355,400	374,000			
	112	292,400	323,300	355,900	374,500			
	113	292,700	323,700	356,400	375,100			
	114	292,900	324,100	356,900				
	115	293,300	324,500	357,400				
	116	293,600	324,800	357,800				
	117	293,900	325,000	358,200				
	118	294,200	325,300					
	119	294,500	325,700					
	120	294,900	325,900					
	121	295,200	326,100					
	122	295,600	326,400					
	123	295,900	326,700					
	124	296,300	327,000					
	125	296,500	327,200					
	126	296,700	327,500					
	127	297,000	327,900					
	128	297,400	328,100					
	129	297,600	328,200					
	130	297,900	328,500					
	131	298,300	328,900					
	132	298,700	329,100					
	133	298,900	329,400					
	134	299,200	329,800					
	135	299,600	330,200					
	136	299,900	330,600					
	137	300,100	330,900					
	138	300,400	331,300					

	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800						
	147	303,100						
	148	303,500						
	149	303,700						
	150	303,900						
	151	304,200						
	152	304,500						
	153	304,900						
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						
	157	305,900						
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800
任期付職員		171,700	205,200	228,900	248,500	271,700	306,200	336,000

備考　この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700
	2	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000
	3	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200
	4	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700
	5	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900
	6	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000
	7	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200
	8	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100
	9	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000
	10	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100
	11	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200
	12	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200
	13	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100
	14	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800
	15	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600
	16	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300
	17	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100
	18	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100
	19	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100
	20	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200
	21	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900
	22	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800
	23	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700
	24	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700
	25	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300
	26	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900
	27	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700
	28	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400
	29	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500
	30	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100
	31	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600
	32	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200
	33	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800
	34	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100
	35	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400
	36	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600
	37	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800
	38	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800
	39	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800
	40	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800
	41	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200
	42	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800

	43	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500
	44	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200
	45	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800
	46	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100
	47	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700
	48	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300
	49	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700
	50	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400
	51	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100
	52	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800
	53	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400
	54	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100
	55	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800
	56	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400
	57	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800
	58	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500
	59	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200
	60	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900
	61	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300
	62	256,900	310,100	365,100	416,600	446,600
	63	257,400	310,900	365,600	417,200	446,900
	64	258,000	311,700	366,200	417,800	447,200
	65	258,400	312,200	366,600	418,400	447,400
	66	258,800	312,900	367,100	419,000	447,700
	67	259,000	313,500	367,600	419,500	448,000
	68	259,500	314,100	368,100	420,100	448,300
	69	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500
	70			368,600	421,200	448,800
	71			369,000	421,800	449,100
	72			369,300	422,400	449,300
	73			369,800	422,900	449,500
	74			370,000	423,500	
	75			370,500	424,000	
	76			371,000	424,600	
	77			371,400	425,100	
	78			371,900	425,700	
	79			372,400	426,400	
	80			372,900	427,000	
	81			373,400	427,300	
	82			373,800	427,900	
	83			374,300	428,600	
	84			374,800	429,200	
	85			375,200	429,600	
	86			375,700	430,100	
	87			376,100	430,800	
	88			376,600	431,500	
	89			377,100	431,700	
	90			377,600		

	91			378,100		
	92			378,600		
	93			378,900		
	94			379,300		
	95			379,800		
	96			380,200		
	97			380,700		
	98			381,000		
	99			381,500		
	100			381,900		
	101			382,500		
再任用職員		219,500	249,500	278,900	319,600	348,400
任期付職員		179,400	231,900	258,800	302,800	325,000

備考　この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福　祉　職　給　料　表

職員区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	155,000	205,300	251,200	272,400	317,700	361,800
	2	156,200	207,100	252,800	274,200	319,900	364,400
	3	157,400	208,900	254,200	275,800	322,200	366,900
	4	158,600	210,600	255,800	277,300	324,400	369,500
	5	159,600	212,300	257,000	279,100	326,600	371,500
	6	161,100	214,100	258,300	281,200	328,600	374,000
	7	162,500	215,900	259,700	283,300	330,800	376,300
	8	163,900	217,600	261,100	285,600	333,000	378,800
	9	165,200	219,500	262,300	287,600	335,100	381,300
	10	166,600	221,000	263,800	289,700	337,300	384,000
	11	168,000	222,400	265,100	291,900	339,400	386,600
	12	169,500	223,800	266,200	294,000	341,600	389,300
	13	171,000	225,300	267,500	295,900	343,500	391,700
	14	172,500	226,900	269,200	298,200	345,500	394,000
	15	174,000	228,500	270,900	300,400	347,600	396,200
	16	175,400	230,100	272,700	302,600	349,600	398,600
	17	177,000	231,500	274,300	304,700	351,400	400,400
	18	178,800	233,100	276,200	307,000	353,400	402,400
	19	180,500	234,600	278,000	309,200	355,200	404,300
	20	182,200	236,100	279,600	311,500	357,100	406,100
	21	183,700	237,300	281,200	313,600	359,100	408,000
	22	185,400	238,800	283,000	315,700	361,000	409,800
	23	187,100	240,100	284,600	317,900	363,000	411,600
	24	188,800	241,500	286,300	320,000	364,900	413,500
	25	190,400	243,000	288,200	322,000	366,900	415,300
	26	192,200	244,700	289,900	324,000	368,800	416,800
	27	194,000	246,200	291,700	326,100	370,800	418,300
	28	195,700	247,900	293,500	328,100	372,800	419,900
	29	197,500	249,300	295,000	330,100	374,300	421,500
	30	199,000	250,600	296,700	332,200	376,100	422,800
	31	200,500	251,900	298,400	334,200	377,900	424,100
	32	201,900	253,300	300,000	336,300	379,500	425,300
	33	203,400	254,600	301,500	338,000	381,300	426,500
	34	204,700	255,900	303,100	339,900	382,700	427,800
	35	206,000	257,200	304,600	341,800	384,200	429,100
	36	207,200	258,400	306,200	343,700	385,800	430,300
	37	208,500	259,800	307,900	345,100	387,200	431,500
	38	209,900	261,400	309,400	347,000	388,400	432,300
	39	211,300	263,000	310,900	348,900	389,600	433,100
	40	212,700	264,600	312,500	350,700	390,700	433,900
	41	213,700	266,000	313,900	352,600	391,800	434,500
	42	214,900	267,600	315,500	354,400	393,000	435,200

	43	216,000	269,200	317,000	356,200	394,200	435,900
	44	217,200	270,700	318,500	357,900	395,300	436,600
	45	218,100	272,400	319,700	359,700	396,000	437,400
	46	219,200	274,000	320,900	361,100	396,700	438,200
	47	220,200	275,600	322,100	362,600	397,400	438,600
	48	221,200	277,200	323,300	364,000	398,100	439,300
	49	222,100	278,700	324,300	365,000	398,700	439,800
	50	223,200	280,300	325,300	366,100	399,300	440,200
	51	224,300	281,900	326,200	367,200	399,800	440,600
	52	225,100	283,400	327,200	368,300	400,200	441,000
	53	225,700	285,000	328,100	369,200	400,600	441,400
	54	226,800	286,500	328,800	369,800	400,900	
	55	227,500	287,900	329,600	370,600	401,200	
	56	228,400	289,400	330,400	371,400	401,500	
	57	229,200	290,800	331,000	372,200	401,800	
	58	230,100	292,200	331,500	373,000	402,100	
	59	230,900	293,700	332,100	373,800	402,400	
	60	231,800	295,200	332,600	374,600	402,700	
	61	232,800	296,500	333,100	375,500	403,000	
	62	233,700	298,000	333,300	376,200	403,300	
	63	234,600	299,300	333,900	376,900	403,600	
	64	235,400	300,800	334,500	377,600	403,900	
	65	236,300	302,000	334,800	377,900	404,200	
	66	237,300	303,300	335,300	378,500	404,500	
	67	238,500	304,400	335,800	379,100	404,800	
	68	239,600	305,700	336,300	379,800	405,100	
	69	240,600	306,600	336,800	380,200	405,300	
	70	241,700	307,700	337,300	380,900	405,600	
	71	242,800	308,900	337,700	381,500	405,900	
	72	243,700	310,100	338,200	382,100	406,200	
	73	244,500	311,400	338,400	382,500	406,400	
	74	245,600	312,100	338,900	383,100	406,700	
	75	246,700	312,800	339,400	383,700	407,000	
	76	247,700	313,400	339,900	384,300	407,200	
	77	248,600	314,200	340,200	384,700	407,400	
	78	249,600	314,900	340,600	385,200		
	79	250,600	315,600	341,100	385,700		
	80	251,600	316,300	341,500	386,300		
	81	252,500	316,600	341,700	386,800		
	82	253,200	316,900	342,000	387,200		
	83	254,200	317,500	342,500	387,600		
	84	255,200	317,800	342,900	388,000		
	85	256,000	318,200	343,200	388,200		
	86	256,800	318,500	343,500	388,400		
	87	257,600	318,900	344,000	388,700		
	88	258,500	319,200	344,400	389,000		
	89	259,200	319,700	344,700	389,200		
	90	260,000	320,100	345,100	389,500		

	91	260,800	320,400	345,500	389,800			
	92	261,600	320,700	345,700	390,000			
	93	262,200	321,200	346,000	390,200			
	94	262,900	321,600		390,500			
	95	263,400	321,800		390,800			
	96	264,100	322,200		391,000			
	97	264,800	322,600		391,200			
	98	265,500	323,000					
	99	266,200	323,400					
	100	266,900	323,800					
	101	267,400	324,000					
	102	267,900	324,300					
	103	268,300	324,600					
	104	268,800	324,900					
	105	268,900	325,300					
	106	269,200	325,500					
	107	269,500	325,800					
	108	269,800	326,200					
	109	270,200	326,600					
	110	270,500	326,900					
	111	270,900	327,300					
	112	271,200	327,600					
	113	271,500	327,900					
	114	271,800	328,300					
	115	272,100	328,600					
	116	272,500	328,800					
	117	272,800	328,900					
	118	273,100	329,300					
	119	273,500	329,700					
	120	273,900	330,100					
	121	274,100	330,300					
	122	274,300						
	123	274,700						
	124	275,000						
	125	275,200						
	126	275,500						
	127	275,900						
	128	276,300						
	129	276,500						
	130	276,900						
	131	277,300						
	132	277,600						
	133	277,800						
	134	278,100						
	135	278,500						
	136	278,800						
	137	279,000						
	138	279,300						

	139	279,600					
	140	279,900					
	141	280,100					
	142	280,300					
	143	280,500					
	144	280,800					
	145	281,200					
	146	281,400					
	147	281,700					
	148	282,000					
	149	282,300					
	150	282,500					
	151	282,800					
	152	283,000					
	153	283,300					
再任用職員		200,700	240,200	254,500	287,600	314,300	356,000
任期付職員		174,000	197,900	241,600	257,400	292,700	324,500

備考　この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第一号任期付研究員の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第二号任期付研究員の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

特定任期付職員の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

別紙第３

公 務 運 営 に 関 す る 報 告

１　雇用と年金の接続

公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられていることに伴い、雇用と年金の接続を図るとともに、高齢者の雇用を推進しその能力等を十分活用していくことが社会全体の課題となっている。

国においては、国家公務員の雇用と年金の接続について、本年４月からの年金支給開始年齢の62歳への引上げに当たり、昨年12月の閣議において、国家公務員制度担当大臣から、引き続き再任用により対応することが適当との考えが示され、また、総務大臣からは、地方公務員についても、国家公務員の方針を踏まえ、引き続き再任用により対応するよう、地方公共団体に対し要請が行われた。

このような状況を受け、本県においても、引き続き定年退職する職員を再任用することにより、雇用と年金の接続を図っているところである。

知事部局及び行政委員会（教育・公安を除く）においては、平成27年度定年退職者のうち再任用された職員の割合は約57％（昨年度より１ポイント増加）となっている。職員は、職種や業務内容を問わずフルタイム勤務の希望が可能であり、フルタイム勤務職員の割合は、現在在職している再任用職員全体では約32％（昨年度より15ポイント増加）であり、特に今年度新たに再任用職員となった者のうちでは約68％（昨年度より23ポイント増加）となっている。

年金支給開始年齢の引上げに伴い、今後もこのような傾向が見込まれることから、引き続き、再任用希望者の意欲や能力、適性等を十分に把握し、再任用職員をその能力と経験をいかせる職務へ配置することなどにより、更に再任用制度が円滑に実施できるよう努めていくとともに、国の動向等を注視していく必要がある。

２　能力・実績に基づく人事管理

社会経済情勢が大きく変化している中、複雑化・困難化する行政課題に適切に

対応していくためには、職員一人ひとりの公務に対する意欲と能力を高め、組織をより活性化し、公務の質を高く保つことが求められている。そのためには、各職員の能力と勤務実績を的確に評価し、その結果を反映した人事管理を推進していくことが重要である。

本年４月に施行された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により、任命権者は、能力・実績に基づく人事評価を実施するとともに、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎としてこれを活用することとされ、知事部局等においては、同法に基づく新たな人事評価制度を導入したところである。

今後も、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、評価者の評価能力向上に資する研修や目標設定・評価に当たっての職員と評価者との対話の充実、運用実態の検証などにより、評価制度の公正性、納得性を一層高めるとともに、評価結果について、任用、給与、分限、人材開発等へ適切に活用していくことが必要である。

３　多様で有為な人材の確保

民間企業等の採用意欲の高まりにより、人材確保が引き続き厳しい状況にある中、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、県民の視点に立った、創造性・チャレンジ精神あふれる多様で有為な人材を確保する必要がある。

このため、本県においては、広報・啓発活動として、職員採用セミナーや大学での採用説明会の開催等に加え、新たにホームページにおいて技術系職種の仕事紹介を行うなど、県の魅力や仕事内容、やりがいなどを積極的に発信し、受験者の確保に努めている。

また、女性の採用については、任命権者において、本年４月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」に基づく特定事業主行動計画として千葉県女性職員活躍推進プラン等を策定したところであり、本委員会においても、女性職員の活躍の様子や仕事と家庭が両立できる働きやすい

職場であることを積極的に発信するなど、女性受験者の増加のための取組を進めているところである。

試験制度については、専門試験を課さず、プレゼンテーションを取り入れた面接を行う試験職種「一般行政Ｂ」を今年度から導入し、新たな受験者層を開拓することにより、多様な能力・経験を有する人材の確保に努めている。

今後とも、広報・啓発活動を一層強化するとともに、より良い試験制度となるよう努め、多様で有為な人材の確保を図っていく。

４　勤務環境の整備

職員が、心身ともに健康で、仕事と生活の調和が図られ、生き生きと意欲的に職務に取り組むことのできる勤務環境は、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、公務能率や県民サービスの向上の観点からも重要である。

このため、任命権者においては、働きやすい勤務環境の整備に向け、総実勤務時間の短縮や職員の健康管理に努めるとともに、子育てや介護との両立支援に引き続き取り組んでいく必要がある。

(1) 総実勤務時間の短縮

任命権者においては、「総労働時間の短縮に関する指針」、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」、「千葉県女性職員活躍推進プラン」などにより、これまで時間外勤務の縮減をはじめとした総実勤務時間を短縮するための取組を推進してきたところであり、現在も、「ノー残業デー」の実施による定時退庁の徹底や年次休暇等の取得促進など様々な取組が行われている。

しかしながら、一部の職員は依然として、上記指針に定める年間上限目安時間を超えて時間外勤務を行うなど、長時間の時間外勤務を行っている状況が見受けられる。

このような状況を改善するため、任命権者においては、所属長等の管理職員に対して、時間外勤務縮減の意義を十分周知する必要がある。また、所属長等の管理職員が、時間外勤務の適正管理に努めるとともに、特定の職員や特定の班等に業務が集中しないよう適正な業務配分に配慮すること、必要に応じて所

属内の応援体制を組むなどの弾力的な業務運営により業務の平準化に努めること、所属の職員に対し積極的な事務事業の見直しや効率的な事務処理に取り組むよう指導・啓発することなど、上記指針に掲げる取組を徹底する必要がある。

あわせて、年次休暇の取得促進に向けて、業務の繁閑を踏まえて計画的、連続的に休暇を取得するよう職員の意識向上を図るとともに、引き続き年次休暇等を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

さらに、業務全体の見直し・効率化を行った上で、総実勤務時間の短縮に向け、人員の配置も含めた措置を講ずる必要がある。

特に、教職員の勤務時間については、近年、教職員の多忙化が全国的な問題として取り上げられており、本県教育委員会においても、「多忙化対策検討会議」の設置など、教職員の負担軽減を目的とした取組が行われているところである。文部科学省においても、昨年、「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を作成し、業務改善の基本的考え方や改善の方向性を示したところであり、また、本年は「学校現場における業務の適正化に向けて」において、部活動の適正化などについて報告したところである。

本県においても、教職員が教育活動に専念できる環境を整えることは重要な課題であり、今後の国等の取組を注視していく必要がある。

(2) 職員の健康管理

任命権者においては、これまで、相談窓口の設置や研修の実施等職員の健康づくりに取り組むとともに、精神性疾患による休職者等については、職場復帰支援プログラム等によるリハビリ出勤を実施するなど、円滑な職場復帰及び再発防止に取り組んできたところである。

しかしながら、本県における、精神性疾患を理由とする療養休暇取得者や休職者の人数は、近年横ばい状態であり、また、心身の故障による休職者のうち、精神性疾患による休職者数の割合は、依然として高くなっている。

こうした中、任命権者においては、メンタルヘルスプランに基づき、セルフケアを推進するための研修の拡充や、精神科産業医による休職者の復職支援等の対策を講じているところであり、引き続きメンタルヘルスプランに基づいた

予防と早期発見、早期対応などの取組の充実に努めることが必要である。

さらに、労働安全衛生法等の改正によりストレスチェック制度が創設され、本県職員についても本年から実施されたところである。任命権者においては、メンタルヘルス不調の未然防止のため、同制度を適切に運用することにより、職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、ストレスチェック等の取組により、働きやすい職場環境づくりを進めていく必要がある。

(3) ハラスメント防止対策

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント防止対策については、各任命権者において要綱を定め、相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んでいるところであるが、任命権者においては、引き続きセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどのない働きやすい職場づくりを推進するため、研修等による職員の意識啓発を継続的に実施していくことが必要である。

(4) 両立支援の推進

任命権者においては、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」や「千葉県女性職員活躍推進プラン」など両立支援に関する各種の取組を行い、制度の充実に努めてきたところである。

しかし、男性職員の育児休業の取得率については、依然として低い状況であり、男性職員の出生時における連続休暇取得率についても、数値目標に達していない状況である。

任命権者においては、職員間での業務に関する情報の共有化や、管理職員に対する意識啓発などの取組を推進し、引き続き育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに取り組むことが必要である。

さらに、仕事と介護との両立支援については、本年、人事院は介護休暇制度等に関して、民間労働法制の改正に即した見直しを行うことが適当である旨報告し、そのための法改正の勧告を行ったところである。

本県においては、任命権者はこれまで、看護休暇の改正など制度を充実してきたところであるが、今後、介護を要する家族を抱える職員の増加が見込まれることから、引き続き制度の周知や情報提供、職員のニーズの把握などに努め、

国や他の団体の動向も踏まえつつ、これからも職員が介護をしながら安心して働き続けられる環境整備に取り組んでいく必要がある。

(5) 勤務形態の多様化

本委員会は、昨年の報告において、フレックスタイム制やテレワーク等の柔軟で多様な働き方について、研究していくことが必要である旨言及したところである。

任命権者においては、従来から、職員のニーズに合わせて勤務時間を選択できる時差出勤制度を設けているが、本年は、夏季に限って勤務時間区分を増やす試みを行い、また、テレワークに関しては、タブレット等のモバイル情報端末の庁外における利用について、有効性及び技術的な検証を実施したところである。

勤務形態の多様化については、今後、これらの検証結果や、国や他の団体の状況を参考にしながら、引き続き研究していくことが必要である。

給与等に関する報告資料

職員給与関係

民間給与関係

職員給与と民間給与との比較

生計費関係

労働経済指標

人事院勧告

目　　次

給与等に関する報告資料の説明…… 5

１　職員給与関係

第１表　職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数…… 10
第２表　職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比…… 11
第３表　職員の平均給与月額等…… 12
第４表　職員の扶養手当の支給状況…… 14
第５表　職員の管理職手当の支給状況…… 14
第６表　職員の単身赴任手当の支給状況…… 14
第７表　職員の住居手当の支給状況…… 15
第８表　職員の通勤手当の支給状況…… 15
第９表　職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢…… 16
第10表　再任用職員の適用給料表別、級別人員…… 37

２　民間給与関係

第11表　産業別、企業規模別調査事業所数…… 40
第12表　民間における初任給の改定状況…… 40
第13表　職種別、学歴別初任給…… 41
第14表　民間における家族手当の支給状況…… 42
　その１　家族手当の支給状況…… 42
　その２　配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況…… 42
　その３　扶養家族の構成別支給月額…… 42
第15表　民間における住宅手当の支給状況…… 43
第16表　民間における特別給の支給状況…… 43
第17表　民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況…… 43
第18表　民間における給与改定の状況…… 44
第19表　民間における定期昇給制度の状況…… 44
第20表　民間における定期昇給の実施状況…… 44
第21表　民間における月45時間を超え60時間を超えない

時間外労働の割増賃金率の状況…… 45
第22表　企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等…… 46
その１　給与比較の対象職種…… 46
その２　給与比較の対象外職種…… 62
その３　再雇用者…… 63
〈参考〉　職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係…… 64

３　職員給与と民間給与との比較

第23表　職員給与と民間給与との比較…… 66

４　生計費関係

平成28年４月の標準生計費算定方法…… 68
第24表　千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成28年４月）…… 68

５　労働経済指標

第25表　労働経済指標…… 70

６　人事院勧告

〈参考〉　人事院勧告の骨子…… 74

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第１　平成28年人事統計に関する報告

１　調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第８条第１項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成28年４月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

２　調 査 対 象

職員の給与に関する条例第１条の２に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

３　調 査 事 項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

４　集　　計

集計作業は、総務部総務課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第２　平成28年職種別民間給与実態調査

１　調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成28年４月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

２　調査の範囲

(1)　調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所

1,680事業所

(2)　調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種　その他の職種54職種）

３　調査対象の抽出

(1)　事業所の抽出

上記２の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層）に層化し、これらの層から368事業所（うち千葉市104事業所、その他県内地域264事業所）を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は323事業所で、第11表のとおりである。

(2)　従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4　調 査 事 項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1)　事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2)　事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3)　初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4)　個　人　票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5　集　　計

(1)　調査実人員

初任給関係1,075人（行政職に相当する調査実人員923人）、初任給関係以外の調査職種12,812人（行政職に相当する調査実人員11,088人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は92,253人であり、行政職に相当するものは、65,778人である。）

(2)　総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

（調査の状況）

調査対象事業所	1,680事業所
抽出事業所	368事業所
調査の完結した事業所	323事業所（調査完了率88.3%）
調査実人員	13,887人 （初任給関係　1,075人 初任給関係以外の調査職種　12,812人）

第３　職員給与と民間給与との比較

上記第１及び第２の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

＜参考＞

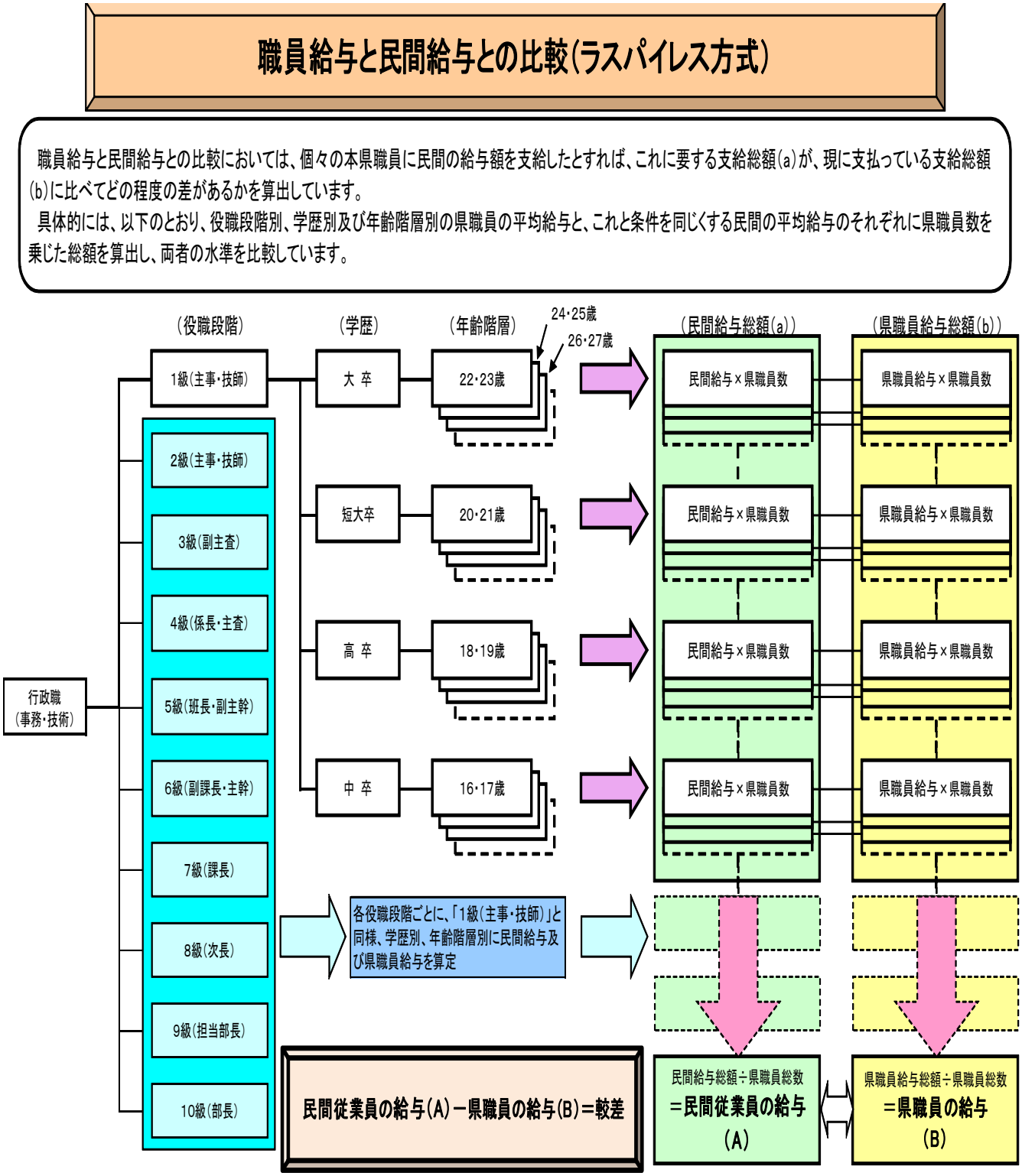

職　員　給　与　関　係

第１表　職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

（平成28年人事統計に関する報告）

区分 / 給料表		適用人員	平均年齢	平均経験年数
		人	歳	年
全給料表		57,095	40.7	18.7
一般職員	行政職給料表	9,176	41.0	19.5
	研究職給料表	405	44.6	20.4
	医療職給料表（一）	17	54.5	28.9
	医療職給料表（二）	576	38.3	15.0
	医療職給料表（三）	195	41.7	18.2
	海事職給料表	44	42.4	22.2
	福祉職給料表	140	35.6	13.1
	特定任期付職員給料表	5	48.6	－
	第1号任期付研究員給料表	0	－	－
	第2号任期付研究員給料表	1	X	－
	計	10,559	41.0	19.2
教育職員	教育職給料表（一）	84	48.3	24.2
	教育職給料表（二）	34,819	41.6	19.0
	計	34,903	41.6	19.0
警察官	公安職給料表	11,633	37.8	17.2

（注）１　再任用職員は含まれていない（以下第9表までにおいて同じ。）。

２　全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

３　Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない（第2表及び第9表について同じ。）。

４　教育職給料表（一）は大学に勤務する職員、教育職給料表（二）は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である（第2表、 第9表及び第10表において同じ。）。

第２表　職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

（平成28年人事統計に関する報告）

区分／給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	73.2	10.3	16.5	0.0	58.7	41.3
行政職給料表	100.0	55.9	13.9	30.2	0.0	61.6	38.4
研究職給料表	100.0	99.0	0.7	0.3	－	75.1	24.9
医療職給料表（一）	100.0	100.0	－	－	－	58.8	41.2
医療職給料表（二）	100.0	63.7	36.3	－	－	31.9	68.1
医療職給料表（三）	100.0	69.2	30.3	0.5	－	4.1	95.9
海事職給料表	100.0	6.8	63.6	29.6	－	97.7	2.3
福祉職給料表	100.0	65.0	30.7	4.3	－	32.9	67.1
特定任期付職員給料表	100.0	80.0	－	20.0	－	60.0	40.0
第1号任期付研究員給料表	－	－	－	－	－	－	－
第2号任期付研究員給料表	100.0	X	X	X	X	X	X
教育職給料表（一）	100.0	67.8	28.6	3.6	－	29.8	70.2
教育職給料表（二）	100.0	88.9	10.8	0.3	－	47.7	52.3
公安職給料表	100.0	39.7	4.3	55.9	0.1	91.1	8.9

（注）大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第３表　職員の平均給与月額等

職員の区分	年　月	職員数	平均年齢	平均経験年数	給料の月額	扶養手当
	年　月	人	歳	年	円	円
一般職員	27. 4	10,638	41.5	19.7	327,861	6,694
	28. 4	10,559	41.0	19.2	323,420	6,507
うち行政職員	27. 4	9,200	41.6	20.1	326,058	6,828
	28. 4	9,176	41.0	19.5	321,208	6,650
教育職員	27. 4	35,103	42.1	19.4	363,125	5,934
	28. 4	34,903	41.6	19.0	359,315	5,791
警察官	27. 4	11,678	37.9	17.4	322,392	10,771
	28. 4	11,633	37.8	17.2	321,922	10,651
計	27. 4	57,419	41.1	19.0	348,307	7,059
	28. 4	57,095	40.7	18.7	345,058	6,913

（注）１　行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警
職員をいう（本年度の新規学卒の採用者を含む。）。

２　平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等

３　給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

（平成28年人事統計に関する報告）

平　　均　　給　　与　　月　　額

管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合　計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,809	26,004	5,238	1,797	377,403	
9,726	30,720	5,617	1,731	377,721	100.1
10,079	25,818	5,116	1,602	375,501	
9,953	30,489	5,500	1,599	375,399	100.0
5,096	28,075	5,632	6,145	414,007	
5,121	33,332	5,889	6,098	415,546	100.4
1,999	25,135	3,750	420	364,467	
1,975	30,124	3,953	436	369,061	101.3
5,339	27,093	5,176	4,176	397,150	
5,332	32,195	5,444	4,138	399,080	100.5

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。
他は、初任給調整手当、単身赴任手当（基準額）等である。

第４表　職員の扶養手当の支給状況

（平成28年人事統計に関する報告）

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	8,377 人	3,414 人	4,288 人	675 人
2人	7,172	3,204	3,708	260
3人	4,585	3,548	1,000	37
4人	1,081	963	112	6
5人	129	112	16	1
6人以上	15	14	1	0
計	21,359	11,255	9,125	979

手当受給者1人当たり平均手当月額	18,480円

（注）この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第５表　職員の管理職手当の支給状況

（平成28年人事統計に関する報告）

区分／組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員			
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学校の事務主幹	県立学校の事務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
受給者	25	143	347	2,318	38	1,482	94	139	4,586	66,380

（注）1 組織、職名については、主なものを記載している。
2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第６表　職員の単身赴任手当の支給状況

（平成28年人事統計に関する報告）

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1100km未満	1100km以上1300km未満	1300km以上1500km未満	1500km以上2000km未満	2000km以上2500km未満	2500km以上		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
受給者	157	15	3	1	0	1	1	0	0	0	0	178	31,562

第７表　職員の住居手当の支給状況

（平成28年人事統計に関する報告）

区　　分	受給者数
受　給　者　計	11,973 人
手当月額 11,000円未満の受給者	7
11,000円以上27,000円未満の受給者	3,295
27,000円の受給者	8,671
手当受給者１人当たり平均手当月額	25,960 円

単身赴任者の配偶者の居住する借家・借間	受　給　者	手当受給者1人当たり平均手当月額
	2 人	13,500 円

第８表　職員の通勤手当の支給状況

（平成28年人事統計に関する報告）

区　　分		職　員　数
受給者	交通機関等のみ利用者	12,986 人
	交通用具のみ使用者	37,675
	交通機関等・交通用具併用者	1,346
	小　計	52,007
非　受　給　者		5,088
計		57,095
手当受給者１人当たり平均手当月額		10,491 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,092

第９表　職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行 政 職 給 料 表　（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

（平成28年人事統計に関する報告）

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・副主幹	副課長・主幹	課長	次長	担当部長	部長
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										3
3										2
4										1
5										
6										
7										
8										
9	63	2								1
10	4	6								
11	2	49								
12	1	3								
13	26	3								
14	3	6								
15	47	52	1							
16	2	8	1						2	
17	43	37	3				1		1	
18	6	11	56						4	
19	67	84	3				1		5	
20	12	17	9							
21	5	39	7							1
22	2	17	58						2	
23	82	102	13				1			
24	8	21	34	1						
25	5	52	13							
26	4	14	41							
27	101	96	19							
28	15	14	38	1				5		
29	110	37	14					8		
30	13	17	27	15				2		
31	88	23	24	3			2	6		
32	12	16	68	10				7		
33	30	56	31	2				10		
34	15	16	21	13				1		
35	144	25	24	29			32	6		
36	21	11	43	13			38	11		
37	81	20	14	12	1		8			
38	22	18	49	28		1	19	6		
39	110	6	21	24			9	2		
40	31	10	53	19			3	1		
41	91	16	27	12	9		12	1		
42	18	12	31	17	1		26			
43	60	4	19	30	3		1			
44	17	8	60	17		1	4	1		
45	61	6	31	20	8		1			
46	19	3	36	23	3	1	4			
47	48	3	20	32	1		4			
48	28		23	21	4	16	3			
49	36		10	36	33	1	11			
50	16	1	20	32	13	8	3			
51	25	1	23	63	3	1	2			
52	11		13	30	5	30	4			
53	11	3	14	84	8	23	2			
54	11		4	39	9	40	2			
55	14		31	59	43	41	3			
56	12		9	34	11	16	1			
57	11		9	61	7	21	2			
58	6		10	69	20	14	2			
59	9		26	44	89	34	3			
60	13		9	38	17	10	4			
61	9		9	69	15	9	32			
62	10		3	52	20	10				
63	10		13	20	78	13				
64	8		10	22	17	23				
65	6		30	55	14	8				
66	2		5	26	20	7				
67	8		4	40	81	22				
68	6		1	25	11	22				
69	1		10	29	20	9				
70	5		1	15	13	29				
71	5		1	41	32	23				
72	1		1	19	70	25				

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 主事・技師	2級 主事・技師	3級 副主査	4級 係長・主査	5級 班長・副主幹	6級 副課長・主幹	7級 課長	8級 次長	9級 担当部長	10級 部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
73	3		1	23	24	23					
74	4		2	22	29	22					
75	2			40	42	38					
76	2			6	73	47					
77	3			26	33	81					
78	2			11	45	43					
79				32	82	156					
80	1			10	43	13					
81				19	44	24					
82				10	64	31					
83				32	32	21					
84	1		1	18	68	7					
85	1			13	69	20					
86				16	56						
87	2			28	66						
88	1			20	62						
89	1			18	38						
90	1			28	69						
91	1		1	16	244						
92	1			6	56						
93	5			18	199						
94				4							
95				6							
96				8							
97				30							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
											全　級
人員計	人 1,794	人 945	人 1,203	人 1,804	人 2,117	人 984	人 240	人 67	人 14	人 8	人 9,176
級別構成比	% 19.5	% 10.3	% 13.1	% 19.7	% 23.1	% 10.7	% 2.6	% 0.7	% 0.2	% 0.1	% 100.0
平均給料月額	円 191,682	円 230,752	円 289,459	円 361,751	円 391,780	円 413,998	円 433,627	円 457,468	円 498,056	円 529,976	円 320,996
平均年齢	歳 24.9	歳 30.1	歳 36.3	歳 44.8	歳 50.9	歳 53.7	歳 55.1	歳 57.1	歳 56.6	歳 56.0	歳 41.0

（注）1　各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。
2　人員計1の号給は空欄とした。
3　平均給料月額は給料表の切替えに伴う経過措置額を含み、50歳台後半層の給与抑制措置適用後の額である。
4　上記1～3の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表　（警察官である職員に適用）

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・副署長	課長・署長	部長・参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	111								
14	22								
15	27								
16	73								
17	16			1				1	
18	21								
19	17								
20	90		1						
21	23		1	1					
22	24		4						
23	17		2						
24	115	2	4	1					
25	33	3	1						
26	30	23	4						
27	22	15	1						
28	107	232	12	1					
29	149	28	6						
30	62	68	22	2					
31	35	45	5	1					
32	214	204	27	2	1				1
33	59	62	17						
34	42	63	30	4	3				
35	24	46	23	1					1
36	16	205	72	4	2				
37	15	79	25	1					13
38	18	82	77	10	5				1
39	16	54	29	3	1				
40	8	117	95	12	3				6
41	10	65	37	14					1
42	4	70	60	9	1				1
43	5	48	30	7	2				7
44	9	88	90	13	6				2
45	3	35	44	12					29
46	4	44	59	25	3	1			
47	5	29	44	13	3				
48	4	22	102	26	2				
49	2	17	46	17	4				
50	3	8	88	36	7			12	
51	3	12	52	13	10			3	
52	6	9	100	43	10			2	
53	2	7	48	19	7			4	
54	3	8	103	46	5	1	1	7	
55	1	6	46	32	6	1	7	3	
56	3	4	109	46	8	2	1		
57	1	2	54	44	3		8		
58		4	96	54	10	2	3		
59		4	50	32	7	6	12	5	
60	2	7	88	54	11	9	2	1	
61		2	62	39	16	6	3	61	
62		2	74	56	17	2			
63	1	4	53	54	14	3	11		
64		1	86	46	21	5	1		
65			55	37	19	5	6		
66		3	81	66	23	4	3		
67		2	41	37	19	7	2		
68	1	1	80	67	14	6	3		
69			38	37	25	2	4		
70			58	42	31	3	5		
71		1	27	37	10	9	2		
72			48	61	21	5	4		
73			44	43	28	8	15		
74		1	37	46	23	8	5		
75			24	29	25	5	4		
76			23	43	23	2	6		

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 巡査	2級 巡査長	3級 主任	4級 係長	5級 課長補佐	6級 課長代理	7級 課長・副署長	8級 課長・署長	9級 部長・参事官	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
77			17	59	25	3	7			
78		1	17	39	19	7	6			
79			10	41	17	6	12			
80			13	46	18	6	5			
81			8	38	14	5	17			
82			11	36	19	4	5			
83			7	37	23	3	28			
84			8	38	24	3	2			
85			7	53	11	4	48			
86			3	31	25	4				
87			1	51	20	3				
88				36	27	30				
89			2	54	27	19				
90			1	42	33	9				
91			1	43	26	69				
92			2	22	32	28				
93			2	28	23	138				
94				31	39					
95			2	29	41					
96			1	31	38					
97			1	25	411					
98				21						
99				19						
100				18						
101			1	22						
102				16						
103				12						
104				17						
105				21						
106				13						
107				22						
108				29						
109			1	18						
110				24						
111				21						
112				35						
113				24						
114				27						
115				32						
116				30						
117				37						
118				44						
119				38						
120				45						
121				53						
122				56						
123				60						
124				58						
125				404						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
										全　級
人員計	人 1,478	人 1,835	人 2,751	人 3,366	人 1,361	人 443	人 238	人 99	人 62	人 11,633
級別構成比	% 12.7	% 15.8	% 23.6	% 28.9	% 11.7	% 3.8	% 2.1	% 0.9	% 0.5	% 100.0
平均給料月額	円 212,382	円 244,874	円 288,851	円 372,101	円 413,933	円 428,413	円 443,284	円 455,897	円 473,232	円 321,799
平均年齢	歳 22.3	歳 26.9	歳 33.4	歳 44.8	歳 51.2	歳 52.0	歳 54.6	歳 54.6	歳 55.9	歳 37.8

教育職給料表(一)

（大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				1
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25			1	
26			1	
27				
28				
29			1	
30				
31				
32			1	
33	1			2
34				
35	1			1
36				1
37	1	1		
38		2		
39		1		1
40				
41	1			
42				
43	1			
44				1
45		2	1	2
46			2	1
47	1			1
48	2			1
49				3
50		1		1
51			1	2
52	1			
53			1	3
54		2		
55	1		1	1
56				1
57		1		1
58		1	1	
59	1	1		
60		1	1	1
61	2	1	1	
62				
63	3			
64			1	
65	1			
66		1		
67				
68			1	

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 助教	2級 講師	3級 准教授	4級 教授	
	人	人	人	人	
69		1	1		
70	1		1		
71					
72					
73		2			
74	1				
75					
76		1			
77			1		
78					
79					
80					
81					
82					
83			1		
84					
85					
86					
87		1			
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97		1			
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全　級
人員計	人 19	人 21	人 19	人 25	人 84
級別構成比	% 22.6	% 25.0	% 22.6	% 29.8	% 100.0
平均給料月額	円 319,174	円 389,686	円 422,353	円 498,072	円 413,383
平均年齢	歳 39.2	歳 46.3	歳 48.8	歳 56.5	歳 48.3

教育職給料表（二）

（高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭,栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	2				
6					
7		1			
8					
9		2			
10					
11	1	2			
12					
13		3			
14	1	4			
15	2	2			
16	1				
17		477			
18		1			
19	1	77			
20	1	30			
21		183			2
22		10			38
23		540			147
24		41			169
25	1	202			79
26		44			89
27	2	633			108
28	1	41			84
29	4	234			110
30		102	1		66
31	2	715			49
32	1	64			16
33		240			19
34	2	120			19
35	7	756			44
36	1	87			42
37	9	245			45
38	2	165			54
39	7	806			57
40	1	90			29
41		309			25
42	1	135			19
43	9	786			12
44	3	107			7
45	5	284			5
46	1	168	1		4
47	5	568			
48	6	125	1		
49		26			1
50		21	1		
51	3	44			
52	5	321			
53	6	164			
54	4	479			
55	8	177	2		
56	6	301	1		
57	3	191			
58	2	471			
59	2	159	2		
60	2	294			
61	12	136			
62	2	416			
63	5	72			
64	6	88			
65		136		1	
66	1	258		3	
67	1	168		3	
68	5	361	1	4	
69	2	23			
70	6	34		3	
71	3	135		4	
72	6	252		11	
73	4	205	2	15	
74	1	328		15	
75	4	133	1	22	
76	3	190		46	
77	1	157	2	65	
78		280	1	199	
79		165	1	80	
80		196	1	49	
81	2	170		79	
82	2	265	2	172	
83	4	142		60	
84		210	1	95	

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 助教諭・実習助手	2級 教諭	3級 主幹教諭	4級 副校長・教頭	5級 校長	
	人	人	人	人	人	
85	2	170		81		
86	2	221	1	109		
87	2	128	3	91		
88	1	186	1	72		
89	1	7	1	63		
90		13		54		
91	1	130	2	39		
92		186	2	33		
93	1	115	8	19		
94	3	176	22	21		
95	2	108	25	13		
96	1	141	16	11		
97	2	96	11	6		
98	1	132	12	4		
99	2	103	15			
100	3	141	8			
101		5	5			
102		10	5			
103		5	4			
104	2	91				
105	2	112				
106	2	109	1			
107	3	132				
108	2	83				
109	1	94				
110		94				
111	1	122				
112	2	84				
113		115				
114		121				
115		146				
116	2	155				
117	4	115				
118	1	137				
119	2	100				
120	1	137				
121	2	119				
122	1	156				
123	3	116				
124	2	161				
125		192				
126	1	129				
127		198				
128		217				
129		252				
130		187				
131	2	298				
132	1	320				
133		280				
134		375				
135	4	355				
136	1	351				
137	1	10				
138		539				
139		427				
140	1	594				
141	2	600				
142	1	847				
143	2	599				
144		1194				
145		1026				
146		670				
147		952				
148		257				
149		237				
150		77				
151		139				
152		9				
153		4				
154		3				
155		4				
156						
157						
158						
159						
160						
161	3	28				
						全　級
人員計	人 **266**	人 **31,509**	人 **163**	人 **1,542**	人 **1,339**	人 **34,819**
級別構成比	% **0.8**	% **90.5**	% **0.5**	% **4.4**	% **3.8**	% **100.0**
平均給料月額	円 **263,896**	円 **337,279**	円 **409,153**	円 **430,000**	円 **442,049**	円 **345,190**
平均年齢	歳 **33.9**	歳 **40.3**	歳 **52.9**	歳 **53.0**	歳 **57.1**	歳 **41.6**

（注）　平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額が含まれる。

研 究 職 給 料 表

（研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・主任上席研究員	所長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		1			
6		1			
7					
8		1			
9					
10			5		
11		2			
12		1			
13		7			
14		1	4		
15		1	2		
16			2		
17		1			
18			3		
19		5			
20		3			
21		1			
22			2		
23		2			
24			7		
25		4			
26			2		
27		4			
28		3	4		
29					
30			2		
31		4	3		
32		3	5		
33		3	3		2
34			1		2
35		2			2
36		1	5		
37		1	1		
38		1	1		
39		1	2		
40			4	1	
41		1	1		
42		1			
43				1	
44			1	1	
45		1	1		
46			2	1	
47		5	3		
48		1	2	1	
49		1	2	1	
50			3	2	
51			3	5	
52			1	1	
53			2	4	
54			2		
55			2	2	
56			1	1	
57			2	5	
58			1	8	
59		1	4	2	
60		2	2	3	
61	1			3	
62			2	5	
63			6	4	
64				3	
65		1		4	
66			3	6	
67			2	9	
68	1		1	9	

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員・主任上席研究員	5級 所長	
	人	人	人	人	人	
69			3	13		
70				5		
71				6		
72			1	8		
73			1	6		
74				10		
75				8		
76				12		
77				10		
78				13		
79				9		
80				6		
81				28		
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89			1			
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
						全　級
人員計	人 2	人 68	人 113	人 216	人 6	人 405
級別構成比	% 0.5	% 16.8	% 27.9	% 53.3	% 1.5	% 100.0
平均給料月額	円 248,300	円 252,749	円 353,486	円 438,930	円 465,018	円 383,275
平均年齢	歳 32.5	歳 29.0	歳 38.7	歳 52.3	歳 57.5	歳 44.6

医 療 職 給 料 表 (一)　(保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39			1	
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				1
49				
50				1
51				
52				
53				1
54				1
55				1
56				
57				
58			1	1
59				
60				
61				
62				
63				1
64			1	

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 医師	2級 主任医師	3級 センター長	4級 センター長	
	人	人	人	人	
65				3	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75			1		
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82			1		
83					
84			1		
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
					全　級
人員計	人 -	人 1	人 6	人 10	人 17
級別構成比	% -	% 5.9	% 35.3	% 58.8	% 100.0
平均給料月額	円 -	円 X	円 519,033	円 563,870	円 541,382
平均年齢	歳 -	歳 X	歳 50.7	歳 58.4	歳 54.5

医 療 職 給 料 表 (二)

（保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 技師	2級 技師	3級 主任技師	4級 専門員	5級 上席専門員	6級 次長・課長	7級 所長	8級 所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11		3						
12								
13		1						
14								
15		11						
16								
17		10						
18		1						
19		11						
20								
21		2						
22		3	1					
23	5	19						
24		2						
25	2	2						
26	1	2	3		1			
27	2	12	3					
28								
29	6	3						
30		3	11	1	1			
31	5	15	1	1				
32		1		4				
33	4	5	1		1			
34		6	10	1	2			
35	2	19	3	1	1			
36	2	2		3	1			
37	2	2						
38		3	5	2	1			
39		10	2	5	2			
40		1		6	2			
41		2		2	3			
42		5	5	3	3			
43		9		5				
44		1		7		1		
45		1		1				
46		5	3	1	1			
47	1	6	2	1	5	1		
48				6	2			
49	3	1	3	1	2			
50		3	2	1	1			
51		1		1	4			
52	2	1		1	1	3		
53					4	5		
54			2		1	2		
55	1	1		1	10	1		
56		1		4	2			
57					2	8		
58		2				3		
59	1	3		1	4	3		
60		2		1				
61					2	7		
62		1	1		2	1		
63						1		
64				1	1	4		

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 技師	2級 技師	3級 主任技師	4級 専門員	5級 上席専門員	6級 次長・課長	7級 所長	8級 所長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	
65				1	1	5			
66									
67	1				2	9			
68					1	11			
69						5			
70					1	5			
71		2				4			
72		1			1	4			
73		1			1	58			
74					1				
75					1				
76					1				
77									
78									
79		1			1				
80									
81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
									全　級
人員計	人 40	人 199	人 58	人 63	人 73	人 141	人 1	人 1	人 576
級別構成比	% 6.9	% 34.5	% 10.1	% 10.9	% 12.7	% 24.5	% 0.2	% 0.2	% 100.0
平均給料月額	円 198,180	円 230,805	円 270,443	円 312,181	円 365,421	円 415,827	円 X	円 X	円 304,537
平均年齢	歳 26.2	歳 29.6	歳 34.2	歳 38.3	歳 43.4	歳 53.0	歳 X	歳 X	歳 38.3

医 療 職 給 料 表 (三)　(保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		3					
18							
19							
20							
21		1					
22							
23		1					
24							
25							
26		1	3				
27		3					
28							
29							
30							
31		5	2				
32				2			
33							
34		1	3				
35		4					
36		1					
37			1				
38			3				
39		5		1			
40			1	3			
41		2					
42		2					
43		2					
44		2		1			
45			1				
46		1	1				
47		4		1		1	
48				2			
49			1				
50		1		1			
51		1	1			1	
52		1		4			
53		1					
54		1					
55		3					
56			1	4			
57		1		1			
58		1		1		1	
59		1					
60		1					
61		1					
62		2				1	
63		1		1			
64		3		1		1	
65		1		1			
66				1			
67		1		2			
68					1		
69		1		1			
70					2		
71				1	1		
72							
73				1	1		
74				2			
75		1		1	1		
76				1			
77				1	1		
78					3		
79		1					
80		1			3		

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
	人	人	人	人	人	人	人	
81			1	1	1			
82		1			2			
83					3			
84					2			
85		1			5			
86		1		1	2			
87				1	4			
88				1	3			
89					2			
90				1	2			
91		1			1			
92								
93					18			
94								
95								
96		1						
97								
98								
99		1						
100		1						
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107		1						
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145		2						
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
								全　級
人員計	人 －	人 73	人 19	人 40	人 58	人 5	人 －	人 195
級別構成比	% －	% 37.5	% 9.7	% 20.5	% 29.7	% 2.6	% －	% 100.0
平均給料月額	円 －	円 261,345	円 283,463	円 336,493	円 392,897	円 428,400	円 －	円 322,327
平均年齢	歳 －	歳 33.5	歳 35.8	歳 41.6	歳 52.8	歳 54.8	歳 －	歳 41.7

海 事 職 給 料 表　（船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	1				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13	1				
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23	1		1		
24				1	
25					
26					
27	2			1	
28					
29					
30					
31			1		
32					
33					
34					
35				1	
36					
37	1				
38					
39					
40				2	
41					
42					
43				2	
44					
45					
46					
47	1				
48					
49					
50					
51			1		
52				1	
53					
54					
55					
56	1			1	
57					
58				1	
59			1	1	
60					
61					
62					
63				1	
64					

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 航海士・機関士	2級 一等航海士・一等機関士	3級 一等航海士・一等機関士	4級 船長・機関長	5級 船長・機関長	
	人	人	人	人	人	
65				1		
66				1		
67						
68						
69						
70						
71				1		
72						
73						
74				1		
75				1		
76			1			
77						
78						
79			1			
80				2		
81						
82				2		
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89				6		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98			1			
99						
100						
101						
						全　級
人員計	人 8	人 1	人 7	人 27	人 1	人 44
級別構成比	% 18.2	% 2.3	% 15.9	% 61.3	% 2.3	% 100.0
平均給料月額	円 223,550	円 X	円 354,043	円 417,467	円 X	円 369,502
平均年齢	歳 24.5	歳 X	歳 41.7	歳 47.9	歳 X	歳 42.4

福祉職給料表

（児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	課長・上席児童指導員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17						
18						
19						
20						
21	1	1	1			
22						
23	2					
24						
25	7	3				
26	1	1				
27	1					
28		1				
29	4	1				
30		1	1			
31	4					
32		2				
33	3					
34						
35	7	3	2			
36		1	3			
37	4	1				
38	2	1	2			
39	3			1		
40				1		
41	1		1	1		
42			2			
43		1	1			
44						
45	3	2	1			
46	3	1				
47		1	1			
48		1	1			
49						
50	1					
51		2				
52	1	1				
53	1					
54	1		1			
55	3					
56	1					
57						
58	1		1	1		
59				1		
60	1	1				
61				1		
62						
63		1				
64			1			
65				1		
66						
67						
68						
69				1		
70				1		
71						
72				3		
73	1			1		
74				1		
75						
76				1		
77				1		
78						
79						
80				1		

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 児童指導員・保育士	2級 児童指導員・保育士	3級 児童指導員・保育士	4級 課長・上席児童指導員・上席保育士	5級 次長	6級 次長	
	人	人	人	人	人	人	
81							
82				1			
83				1			
84	1						
85				1			
86							
87							
88							
89							
90							
91				2			
92				1			
93							
94							
95				2			
96							
97				9			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
							全　級
人員計	人 59	人 27	人 19	人 34	人 1	人 －	人 140
級別構成比	% 42.1	% 19.3	% 13.6	% 24.3	% 0.7	% －	% 100.0
平均給料月額	円 206,712	円 261,844	円 312,500	円 387,491	円 X	円 －	円 277,147
平均年齢	歳 26.4	歳 32.7	歳 38.9	歳 51.0	歳 X	歳 －	歳 35.6

特定任期付職員給料表

（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用）

号　給	人　員
	人
1	
2	2
3	
4	
5	3
6	
7	
人員計	5

第1号任期付研究員給料表

（招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用）

号　給	人　員
	人
1	
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

（先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用）

号　給	人　員
	人
1	
2	
3	
人員計	1

第10表　　再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員　　（平成28年人事統計に関する報告）

給料表		計	級 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
一般職員	行政職給料表	188			4	106	75	3				
	研究職給料表	11			1	10						
	医療職給料表(二)	9				3	3	3				
	医療職給料表(三)	1				1						
	海事職給料表	6				6						
	福祉職給料表	2			1	1						
教育職員	教育職給料表(二)	1,018	1	1017								
警察官	公安職給料表	47				13	17	13		4		

給料表計	1,282
60歳	617
61歳	316
62歳	196
63歳	99
64歳	54

（注） 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)。

その2 短時間勤務職員　　（平成28年人事統計に関する報告）

給料表		計	級 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
一般職員	行政職給料表	395			17	162	216					
	研究職給料表	19			2	17						
	医療職給料表(二)	11					5	6				
	医療職給料表(三)	4			1	2	1					
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	3			2	1						
教育職員	教育職給料表(二)	1,090		1090								
警察官	公安職給料表	0										

給料表計	1,522
60歳	243
61歳	341
62歳	364
63歳	333
64歳	241

民　間　給　与　関　係

第11表　産業別、企業規模別調査事業所数

（平成28年職種別民間給与実態調査）

企業規模 ／ 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上3,000人未満	500人以上1,000人未満	100人以上500人未満	50人以上100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	323	67	42	47	120	47
農業，林業、漁業	1	－	－	－	1	－
鉱業，採石業，砂利採取業、建設業	16	3	2	3	4	4
製造業	110	13	15	19	43	20
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業	71	15	8	10	26	12
卸売業，小売業	35	15	8	5	7	－
金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業	18	8	3	1	6	－
教育，学習支援業、医療，福祉、サービス業	72	13	6	9	33	11

（注）1　上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が43所あった。
2　調査対象事業所368所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた366所に占める調査完了事業所323所の割合（調査完了率）は、88.3%。
3　「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」（郵便局に分類されるものを除く。）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第12表　民間における初任給の改定状況

（平成28年職種別民間給与実態調査）

項目 ／ 学歴	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
		増額	据置き	減額	
	%	%	%	%	%
大学卒	28.4	(26.6)	(73.4)	－	71.6
高校卒	15.8	(26.3)	(73.7)	－	84.2

（注）（　）内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表　職種別、学歴別初任給

（平成28年職種別民間給与実態調査）

職種	学歴	初任給
		円
新卒事務員・技術者計	大学卒	201,608
	短大卒	170,002
	高校卒	165,771
新卒事務員	大学卒	200,883
	短大卒	164,665
	高校卒	159,048
新卒技術者	大学卒	204,325
	短大卒	187,235
	高校卒	170,402
新卒研究員	大学卒	－
新卒研究補助員	短大卒	－
	高校卒	－
新卒大学助教	大学卒	－
新卒高等学校教諭	大学卒	X
準新卒医師	大学卒	※ 369,028
準新卒薬剤師	大学卒	※ 236,776
準新卒診療放射線技師	養成所卒	※ 195,923
新卒栄養士	短大卒	X
準新卒看護師	養成所卒	※ 212,170
準新卒准看護師	養成所卒	※ 189,775

（注）１　金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

２　「準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年４月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、平成25年３月大学卒業後、平成25年度中に免許を取得し、２年間の臨床研修を修了した後、平成28年４月までの間に採用された者に限っている。

３　「X」は、調査事業所が１事業所の場合である。

４　「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表　民間における家族手当の支給状況

その１　家族手当の支給状況

（平成28年職種別民間給与実態調査）

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない	配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
%	%	%	%	%	%
80.0	(89.0)	[76.5]	[23.5]	(11.0)	20.0

（注）１（　）内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。
　　２［　］内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その２　配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

（平成28年職種別民間給与実態調査）

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない（検討も行っていない）
%	%	%
3.6	21.3	75.1

（注）　配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その３　扶養家族の構成別支給月額

（平成28年職種別民間給与実態調査）

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,830 円
配偶者と子１人	20,337
配偶者と子２人	26,291

（注）　支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考　本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、１人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子１人につき5,000円が加算される。

第15表　民間における住宅手当の支給状況

（平成28年職種別民間給与実態調査）

支　給　の　有　無	事　業　所　割　合
支　　給　　す　　る	% 63.1
支　給　し　な　い	36.9
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の平均額	円 26,876

備考　本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第16表　民間における特別給の支給状況

（平成28年職種別民間給与実態調査）

項　　目		支　給　額　等
平均所定内給与月額	下半期（Ａ１）	円 371,667
	上半期（Ａ２）	369,363
特別給の支給額	下半期（Ｂ１）	785,428
	上半期（Ｂ２）	801,001
特別給の支給割合	下半期（Ｂ１／Ａ１）	月分 2.11
	上半期（Ｂ２／Ａ２）	2.17
	年　　間	4.28

（注）　下半期とは平成27年８月から平成28年１月まで、上半期とは同年２月から７月までの期間をいう。

備考　本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.20月である。

第17表　民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

（平成28年職種別民間給与実態調査）

部長級（非役員）		課長級		係員	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
% 54.5	% 45.5	% 55.0	% 45.0	% 61.1	% 38.9

第18表　民間における給与改定の状況

（平成28年職種別民間給与実態調査）

項目 / 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
	%	%	%	%
課長級	19.5	10.5	0.3	69.7
係員	23.6	11.6	0.3	64.5

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表　民間における定期昇給制度の状況

（平成28年職種別民間給与実態調査）

項目 / 役職段階	定期昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給制度なし
	%	%	%	%	%
課長級	90.0	33.2	74.5	43.5	10.0
係員	95.9	42.2	77.1	46.4	4.1

（注）1　定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2　定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表　民間における定期昇給の実施状況

（平成28年職種別民間給与実態調査）

項目 / 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施	増額	減額	変化なし	定期昇給中止	定期昇給制度なし
	%	%	%	%	%	%	%
課長級	88.2	87.1	19.9	6.3	60.9	1.1	11.8
係員	95.2	93.7	21.8	7.1	64.8	1.5	4.8

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表　民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

（平成28年職種別民間給与実態調査）

割増賃金率	適用従業員		（参考）適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
	%	%	%	%
31%以上	6.9	6.9	9.4	9.4
30%	31.2	38.1	24.8	34.2
29%	－	38.1	－	34.2
28%	1.0	39.1	1.1	35.3
27%	2.4	41.5	2.2	37.5
26%	－	41.5	－	37.5
25%	58.5	100.0	62.5	100.0

第22表　企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その１　給与比較の対象職種

１　企業規模計　　（平成28年職種別民間給与実態調査）

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与（A）	うち時間外手当（B）	（A）－（B）	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	30	52.0	831,548	18	831,530	構成員50人以上の支店(社)の長（取締役兼任者を除く。）	本表２企業規模500人以上、本表３企業規模100人以上500人未満及び本表４企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	24	52.6	836,084	22	836,062		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	4	48.9	797,861	0	797,861		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	工場長	14	54.4	737,888	0	737,888	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	9	53.8	825,951	0	825,951		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	4	55.0	613,244	0	613,244		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部長	419	52.3	661,895	1,038	660,857	２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	318	52.2	682,316	615	681,701		
	短大卒	26	51.4	606,882	1,111	605,771		
	高校卒	70	52.6	589,780	2,977	586,803		
	中学卒	5	54.0	705,893	0	705,893		
	技術部長	232	51.9	647,800	851	646,949	同上	同上
	大学卒	188	51.9	656,488	565	655,923		
	短大卒	13	50.2	585,571	7,326	578,245		
	高校卒	31	52.4	610,302	0	610,302		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部次長	142	50.8	602,530	1,879	600,651	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	同上
	大学卒	107	50.6	631,140	2,208	628,932		
	短大卒	12	48.6	541,201	42	541,159		
	高校卒	23	53.6	499,681	1,515	498,166		
	中学卒	－	－	－	－	－		

（注）１　「X」は、調査実人員が１人の場合である（以下本表において同じ。）。

２　「中間職（部長―課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1　企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
	人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種							
技術部次長	83	50.1	552,707	147	552,560	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	本表２企業規模500人以上、本表３企業規模100人以上500人未満及び本表４企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
大学卒	65	50.0	559,528	77	559,451		
短大卒	4	48.4	540,423	59	540,364		
高校卒	14	50.8	521,767	554	521,213		
中学卒	―	―	―	―	―		
事務課長	818	48.0	557,660	8,091	549,569	２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
大学卒	552	47.4	586,878	6,574	580,304		
短大卒	85	48.2	501,534	13,817	487,717		
高校卒	176	49.5	498,917	9,259	489,658		
中学卒	5	50.6	442,996	29,605	413,391		
技術課長	686	48.1	569,867	15,195	554,672	同上	同上
大学卒	444	47.2	569,972	12,121	557,851		
短大卒	51	47.8	539,020	8,005	531,015		
高校卒	189	50.5	579,768	26,258	553,510		
中学卒	2	52.7	417,375	0	417,375		
事務課長代理	301	46.1	540,782	28,703	512,079	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下４人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	同上
大学卒	196	44.9	573,985	24,815	549,170		
短大卒	42	45.5	488,888	29,302	459,586		
高校卒	63	50.4	463,280	41,692	421,588		
中学卒	―	―	―	―	―		
技術課長代理	148	42.9	494,154	70,002	424,152	同上	同上
大学卒	85	39.1	503,854	76,719	427,135		
短大卒	20	45.1	488,104	61,182	426,922		
高校卒	41	51.4	471,370	55,638	415,732		
中学卒	2	54.3	493,932	90,327	403,605		

（注）「中間職（課長―係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1　企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
	人	歳	円	円	円		
事務係長	836	44.7	456,907	52,919	403,988	係の長及び係長級専門職	本表２企業規模500人以上、本表３企業規模100人以上500人未満及び本表４企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
大学卒	398	42.6	472,372	55,937	416,435		
短大卒	106	44.5	417,127	42,077	375,050		
高校卒	329	47.4	450,650	52,767	397,883		
中学卒	3	40.3	503,956	59,159	444,797		
事務・技術関係職種							
技術係長	505	45.7	511,040	86,751	424,289	同上	同上
大学卒	187	40.7	482,908	86,042	396,866		
短大卒	55	45.2	509,562	90,202	419,360		
高校卒	262	49.1	530,052	86,752	443,300		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	768	40.3	394,985	54,240	340,745	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長―係員間）	同上
大学卒	395	37.0	422,856	59,684	363,172		
短大卒	121	42.7	367,764	48,297	319,467		
高校卒	246	44.5	361,631	47,039	314,592		
中学卒	6	46.7	392,743	96,388	296,355		
技術主任	562	42.5	444,834	51,611	393,223	同上	同上
大学卒	323	40.9	445,699	44,562	401,137		
短大卒	60	44.8	447,953	56,534	391,419		
高校卒	179	44.9	442,207	63,877	378,330		
中学卒	－	－	－	－	－		
事務係員	3,278	34.6	309,142	33,408	275,734		同上
大学卒	1,587	31.6	324,439	39,237	285,202		
短大卒	621	36.1	289,811	25,397	264,414		
高校卒	1,053	38.5	296,214	28,721	267,493		
中学卒	17	45.7	332,595	54,971	277,624		

（注）「中間職（係長―係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1　企業規模計

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	1,999	33.5	356,492	65,668	290,824		本表２企業規模500人以上、本表３企業規模100人以上500人未満及び本表４企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	1,014	33.1	365,040	64,942	300,098		
	短大卒	247	32.2	324,627	59,874	264,753		
	高校卒	733	34.3	355,665	68,139	287,526		
	中学卒	5	54.1	457,958	90,547	367,411		

2　企業規模500人以上　　（平成28年職種別民間給与実態調査）

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	28	52.1	853,769	20	853,749	構成員50人以上の支店(社)の長（取締役兼任者を除く。）	行政職 9級、10級
	大学卒	22	52.8	864,355	25	864,330		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	4	48.9	797,861	0	797,861		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	工場長	10	54.8	786,982	0	786,982	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	8	54.3	806,615	0	806,615		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	2	56.4	714,912	0	714,912		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部長	265	51.7	695,458	1,407	694,051	２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	219	51.4	711,077	912	710,165		
	短大卒	11	52.1	592,893	428	592,465		
	高校卒	31	53.2	632,935	4,872	628,063		
	中学卒	4	52.9	741,487	0	741,487		
	技術部長	157	52.5	688,207	560	687,647	同上	同上
	大学卒	141	52.4	691,316	618	690,698		
	短大卒	7	53.6	591,610	0	591,610		
	高校卒	9	53.7	710,416	0	710,416		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部次長	68	51.5	694,649	3,402	691,247	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	同上
	大学卒	62	51.3	711,502	3,858	707,644		
	短大卒	2	50.4	577,795	0	577,795		
	高校卒	4	55.0	564,829	0	564,829		
	中学卒	－	－	－	－	－		

2　企業規模500人以上

職種名	調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
	人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種							
技術部次長	46	51.2	597,955	106	597,849	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	行政職 ９級、10級
大学卒	42	51.0	591,130	107	591,023		
短大卒	2	53.4	655,792	166	655,626		
高校卒	2	54.0	700,338	0	700,338		
中学卒	―	―	―	―	―		
事務課長	566	47.8	587,404	8,475	578,929	２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 ７級、８級
大学卒	436	47.3	600,742	7,229	593,513		
短大卒	42	47.3	530,024	14,175	515,849		
高校卒	88	50.7	551,081	11,707	539,374		
中学卒	―	―	―	―	―		
技術課長	503	48.4	601,250	17,243	584,007	同上	同上
大学卒	361	47.6	588,192	12,485	575,707		
短大卒	32	49.3	567,451	3,879	563,572		
高校卒	109	51.6	671,029	42,706	628,323		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務課長代理	235	46.1	565,081	28,474	536,607	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下４人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	行政職 ５級、６級
大学卒	171	45.3	592,559	26,847	565,712		
短大卒	30	45.0	494,649	28,103	466,546		
高校卒	34	51.5	485,976	37,191	448,785		
中学卒	―	―	―	―	―		
技術課長代理	102	42.3	509,311	76,490	432,821	同上	同上
大学卒	71	38.9	518,094	83,666	434,428		
短大卒	6	49.8	514,744	80,141	434,603		
高校卒	24	53.8	472,689	48,192	424,497		
中学卒	X	X	X	X	X		

2　企業規模500人以上

職種名	調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
	人	歳	円	円	円		
事務係長	578	45.5	486,069	57,424	428,645	係の長及び係長級専門職	行政職3級、4級
大学卒	291	43.6	502,153	63,187	438,966		
短大卒	62	45.1	436,834	44,194	392,640		
高校卒	222	48.2	479,846	53,771	426,075		
中学卒	3	40.3	503,956	59,159	444,797		
事務・技術関係職種							
技術係長	370	46.3	547,910	90,213	457,697	同上	同上
大学卒	129	41.0	518,644	89,053	429,591		
短大卒	33	46.6	567,488	87,749	479,739		
高校卒	208	49.2	561,804	91,248	470,556		
中学卒	－	－	－	－	－		
事務主任	492	40.1	416,053	56,939	359,114	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長―係員間）	行政職2級（一部は3級、4級）
大学卒	287	37.5	435,373	60,680	374,693		
短大卒	78	42.0	380,352	55,047	325,305		
高校卒	126	45.1	392,719	48,951	343,768		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	343	43.7	475,011	46,762	428,249	同上	同上
大学卒	219	42.0	466,900	38,998	427,902		
短大卒	18	51.0	480,681	21,641	459,040		
高校卒	106	46.3	494,724	72,560	422,164		
中学卒	－	－	－	－	－		
事務係員	1,987	34.1	322,686	35,645	287,041		行政職1級
大学卒	1,022	31.2	333,425	41,721	291,704		
短大卒	401	35.5	296,761	24,545	272,216		
高校卒	557	39.0	321,195	31,873	289,322		
中学卒	7	42.3	315,116	43,247	271,869		

2　企業規模500人以上

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	1,217	32.5	369,531	70,828	298,703		行政職 1級
	大学卒	639	33.5	387,162	72,825	314,337		
	短大卒	127	30.8	331,788	65,485	266,303		
	高校卒	449	31.9	359,763	70,113	289,650		
	中学卒	2	53.0	315,125	7,155	307,970		

3　企業規模100人以上500人未満　　（平成28年職種別民間給与実態調査）

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
	支店長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の支店(社)の長（取締役兼任者を除く。）	行政職 7級、8級
	大学卒	X	X	X	X	X		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	－	－	－	－	－		
	中学卒	－	－	－	－	－		
事								
	工場長	4	53.8	650,531	0	650,531	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
務	大学卒	X	X	X	X	X		
	短大卒	X	X	X	X	X		
・	高校卒	2	54.0	537,595	0	537,595		
	中学卒	－	－	－	－	－		
技								
	事務部長	121	53.0	621,961	333	621,628	２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同上
術	大学卒	78	53.7	645,497	39	645,458		
	短大卒	11	50.8	609,961	2,310	607,651		
関	高校卒	31	51.5	555,273	366	554,907		
	中学卒	X	X	X	X	X		
係								
	技術部長	64	50.7	572,924	1,678	571,246	同上	同上
職	大学卒	42	50.8	571,844	483	571,361		
	短大卒	5	47.1	550,675	19,306	531,369		
種	高校卒	17	51.8	586,157	0	586,157		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部次長	66	50.0	525,050	554	524,496	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	同上
	大学卒	43	49.7	538,040	246	537,794		
	短大卒	6	47.8	506,569	86	506,483		
	高校卒	17	52.5	488,945	1,934	487,011		
	中学卒	－	－	－	－	－		

3　企業規模100人以上500人未満

職種名	調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
	人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種 技術部次長	36	49.1	502,281	197	502,084	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	行政職 ７級、８級
大学卒	22	49.1	509,074	31	509,043		
短大卒	2	45.7	477,493	0	477,493		
高校卒	12	50.3	494,666	638	494,028		
中学卒	―	―	―	―	―		
事務課長	204	48.6	512,046	2,786	509,260	２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 ５級、６級
大学卒	101	48.2	551,774	1,232	550,542		
短大卒	35	48.8	488,006	11,447	476,559		
高校卒	66	49.1	461,922	69	461,853		
中学卒	2	48.1	495,309	0	495,309		
技術課長	167	47.0	484,115	9,356	474,759	同上	同上
大学卒	78	45.4	489,574	9,439	480,135		
短大卒	19	44.4	476,340	17,100	459,240		
高校卒	69	49.5	480,147	7,679	472,468		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務課長代理	54	46.0	456,178	30,459	425,719	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下４人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	行政職 ４級
大学卒	19	42.0	465,887	8,422	457,465		
短大卒	10	47.2	497,033	41,046	455,987		
高校卒	25	49.1	428,314	45,999	382,315		
中学卒	―	―	―	―	―		
技術課長代理	46	44.5	455,617	53,507	402,110	同上	同上
大学卒	14	40.2	415,795	33,755	382,040		
短大卒	14	42.6	474,094	51,212	422,882		
高校卒	17	48.5	469,729	64,895	404,834		
中学卒	X	X	X	X	X		

3　企業規模100人以上500人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	事務係長	203	42.4	405,086	44,115	360,971	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	87	39.1	408,762	41,085	367,677		
	短大卒	40	43.6	388,011	41,109	346,902		
	高校卒	76	45.6	408,718	48,883	359,835		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術係長	120	44.4	429,889	79,212	350,677	同上	同上
	大学卒	53	39.7	416,376	81,665	334,711		
	短大卒	20	44.4	435,123	94,691	340,432		
	高校卒	46	48.8	440,556	72,267	368,289		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務主任	223	40.5	355,286	43,845	311,441	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長―係員間）	行政職2級（一部は3級）
	大学卒	89	36.2	393,032	55,851	337,181		
	短大卒	38	44.8	359,549	39,529	320,020		
	高校卒	92	42.8	310,734	30,462	280,272		
	中学卒	4	43.2	374,767	99,867	274,900		
	技術主任	200	40.0	385,417	59,960	325,457	同上	同上
	大学卒	95	37.3	382,551	60,247	322,304		
	短大卒	40	40.3	423,511	79,214	344,297		
	高校卒	65	42.8	373,024	51,732	321,292		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務係員	968	35.3	289,765	29,483	260,282		行政職1級
	大学卒	458	32.9	312,936	34,771	278,165		
	短大卒	177	37.3	280,553	27,047	253,506		
	高校卒	327	37.2	262,007	23,100	238,907		
	中学卒	6	48.9	330,499	54,986	275,513		

3　企業規模100人以上500人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	663	34.8	333,005	57,652	275,353		行政職 1級
	大学卒	329	32.4	325,192	50,831	274,361		
	短大卒	103	33.5	311,227	51,358	259,869		
	高校卒	230	38.3	349,744	67,820	281,924		
	中学卒	X	X	X	X	X		

4　企業規模50人以上100人未満　　（平成28年職種別民間給与実態調査）

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与（A）	うち時間外手当（B）	（A）－（B）	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
	支店長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の支店(社)の長（取締役兼任者を除く。）	行政職 6級、7級
	大学卒	X	X	X	X	X		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	－	－	－	－	－		
	中学卒	－	－	－	－	－		
事								
	工場長	－	－	－	－	－	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
務	大学卒	－	－	－	－	－		
	短大卒	－	－	－	－	－		
・	高校卒	－	－	－	－	－		
	中学卒	－	－	－	－	－		
技								
	事務部長	33	53.8	564,798	722	564,076	２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同上
術	大学卒	21	54.6	566,069	0	566,069		
	短大卒	4	51.0	634,191	0	634,191		
関	高校卒	8	53.4	526,715	3,005	523,710		
	中学卒	－	－	－	－	－		
係								
	技術部長	11	49.8	553,019	0	553,019	同上	同上
職	大学卒	5	48.9	558,900	0	558,900		
	短大卒	X	X	X	X	X		
種	高校卒	5	51.8	519,046	0	519,046		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部次長	8	51.8	510,908	653	510,255	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	同上
	大学卒	2	53.5	478,659	0	478,659		
	短大卒	4	48.9	573,527	0	573,527		
	高校卒	2	56.0	419,043	2,564	416,479		
	中学卒	－	－	－	－	－		

4　企業規模50人以上100人未満

職種名	調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
	人	歳	円	円	円		
技術部次長	X	X	X	X	X	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	行政職 6級、7級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	―	―	―	―	―		
高校卒	―	―	―	―	―		
中学卒	―	―	―	―	―		
事務課長	48	47.2	422,205	22,900	399,305	２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
大学卒	15	45.8	446,561	20,828	425,733		
短大卒	8	49.7	425,215	21,541	403,674		
高校卒	22	46.7	404,580	22,218	382,362		
中学卒	3	51.6	422,495	41,206	381,289		
技術課長	16	47.3	440,218	9,138	431,080	同上	同上
大学卒	5	46.6	488,693	28,000	460,693		
短大卒	―	―	―	―	―		
高校卒	11	47.6	418,488	683	417,805		
中学卒	―	―	―	―	―		
事務課長代理	12	45.1	403,632	26,855	376,777	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下４人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	行政職 4級
大学卒	6	43.2	384,029	15,696	368,333		
短大卒	2	45.0	382,951	0	382,951		
高校卒	4	48.1	442,626	56,452	386,174		
中学卒	―	―	―	―	―		
技術課長代理	―	―	―	―	―	同上	同上
大学卒	―	―	―	―	―		
短大卒	―	―	―	―	―		
高校卒	―	―	―	―	―		
中学卒	―	―	―	―	―		

4　企業規模50人以上100人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
	事務係長	55	43.8	342,490	37,588	304,902	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	20	41.3	315,144	15,433	299,711		
	短大卒	4	41.0	322,335	16,557	305,778		
	高校卒	31	45.9	362,869	54,710	308,159		
	中学卒	－	－	－	－	－		
事								
	技術係長	15	45.5	372,483	73,042	299,441	同上	同上
務	大学卒	5	44.4	387,316	65,471	321,845		
	短大卒	2	33.8	379,143	83,140	296,003		
・	高校卒	8	49.3	360,912	75,443	285,469		
	中学卒	－	－	－	－	－		
技								
	事務主任	53	41.7	366,137	69,067	297,070	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長―係員間）	行政職2級（一部は3級）
術	大学卒	19	34.8	376,899	61,997	314,902		
	短大卒	5	37.1	252,630	17,794	234,836		
関	高校卒	28	46.6	376,557	81,033	295,524		
	中学卒	X	X	X	X	X		
係								
	技術主任	19	42.1	398,119	73,294	324,825	同上	同上
職	大学卒	9	39.8	393,690	68,073	325,617		
	短大卒	2	39.0	432,176	134,702	297,474		
種	高校卒	8	45.4	394,587	63,816	330,771		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務係員	323	36.2	276,214	30,055	246,159		行政職1級
	大学卒	107	30.4	278,060	31,504	246,556		
	短大卒	43	36.9	257,808	27,222	230,586		
	高校卒	169	39.7	277,776	28,847	248,929		
	中学卒	4	46.4	357,941	70,371	287,570		

4　企業規模50人以上100人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	119	38.2	339,668	49,674	289,994		行政職 1級
	大学卒	46	33.5	338,141	54,566	283,575		
	短大卒	17	38.6	339,517	57,828	281,689		
	高校卒	54	41.4	336,765	43,412	293,353		
	中学卒	2	57.0	452,732	30,142	422,590		

その２　給与比較の対象外職種

企業規模計　　（平成28年職種別民間給与実態調査）

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考
		人	歳	円	円	円	
技能・労務関係職種	電話交換手	2	54.0	353,175	10,490	342,685	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	7	53.7	321,396	26,851	294,545	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	21	57.5	351,233	0	351,233	
	用務員	9	55.3	354,497	12,146	342,351	
教育関係職種	大学学部長	18	58.2	850,664	880	849,784	
	大学教授	126	52.7	714,683	1,629	713,054	
	大学准教授	96	43.6	591,585	3,540	588,045	
	大学講師	79	39.7	452,292	4,261	448,031	
	大学助教	19	35.6	397,136	0	397,136	
	高等学校校長	－	－	－	－	－	
	高等学校教頭	X	X	X	X	X	
	高等学校教諭	44	41.6	436,808	6,780	430,028	
研究関係職種	研究所長	6	56.7	849,509	0	849,509	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	44	51.1	762,196	78	762,118	２室（係）以上又は構成員７人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	11	46.3	635,449	16,440	619,009	構成員３人以上の室（係）の長
	主任研究員	128	47.6	616,895	40,798	576,097	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究員	146	36.7	451,764	59,961	391,803	
	研究補助員	－	－	－	－	－	
医療関係職種	病院長	－	－	－	－	－	部下に医師又は歯科医師５人以上
	副院長	2	51.0	2,230,460	0	2,230,460	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	5	51.8	1,384,416	91,139	1,293,277	部下に医師又は歯科医師１人以上
	医師	46	43.9	1,078,621	167,769	910,852	
	歯科医師	－	－	－	－	－	
	薬局長	8	54.7	525,519	1,748	523,771	部下に薬剤師２人以上
	薬剤師	75	34.8	354,025	28,795	325,230	
	診療放射線技師	79	35.4	347,675	33,355	314,320	
	臨床検査技師	86	40.8	356,428	24,123	332,305	
	栄養士	40	32.8	272,086	23,112	248,974	
	理学療法士	85	32.2	315,497	29,964	285,533	
	作業療法士	52	30.3	303,124	14,883	288,241	
	総看護師長	9	55.3	539,501	696	538,805	部下に看護師長５人以上
	看護師長	88	44.8	423,764	27,043	396,721	部下に看護師又は准看護師５人以上
	看護師	260	37.4	373,798	53,669	320,129	
	准看護師	128	46.4	324,323	23,355	300,968	

その３　再雇用者

企業規模計　　（平成28年職種別民間給与実態調査）

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	支店長・工場長	4	60.8	729,630	11,603	718,027	その１給与比較の対象職種の備考欄参照
	60 歳 男 性	2	－	993,018	0	993,018	
	事務・技術部長	26	62.2	507,490	175	507,315	
	60 歳 男 性	4	－	624,089	0	624,089	
	事務・技術部次長	2	60.5	403,494	28,432	375,062	
	60 歳 男 性	X	－	X	X	X	
	事務・技術課長	21	62.4	388,339	186	388,153	
	60 歳 男 性	3	－	318,679	0	318,679	
	事務・技術課長代理	3	63.0	542,278	0	542,278	
	60 歳 男 性	X	－	X	X	X	
	事務・技術係長	14	60.8	353,526	31,958	321,568	
	60 歳 男 性	6	－	343,694	54,535	289,159	
	事務・技術主任	7	63.8	246,465	13,591	232,874	
	60 歳 男 性	X	－	X	X	X	
	事務・技術係員	401	61.9	258,323	13,433	244,890	
	60 歳 男 性	93	－	291,449	15,646	275,803	

＜参考＞　職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

<table>
<tr><th colspan="2">本県職員(行政職)</th><th colspan="3">民 間 従 業 員 の 役 職</th></tr>
<tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th><th>企業規模500人以上の事業所</th><th>企業規模100人以上500人未満の事業所</th><th>企業規模50人以上100人未満の事業所</th></tr>
<tr><td>10級</td><td>部　長</td><td rowspan="2">支店長・工場長
部　長・部次長</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>9級</td><td>担当部長</td></tr>
<tr><td>8級</td><td>次　長</td><td rowspan="2">課　　長</td><td rowspan="2">支店長・工場長
部　長・部次長</td></tr>
<tr><td>7級</td><td>課　長</td><td rowspan="2">支店長・工場長
部　長・部次長</td></tr>
<tr><td>6級</td><td>副課長・主　幹</td><td rowspan="2">課長代理</td><td rowspan="2">課　　長</td></tr>
<tr><td>5級</td><td>班　長・副主幹</td><td>課　　長</td></tr>
<tr><td>4級</td><td>係　長・主　査</td><td rowspan="2">係　　長</td><td>課長代理</td><td>課長代理</td></tr>
<tr><td>3級</td><td>副主査</td><td>係　　長</td><td>係　　長</td></tr>
<tr><td>2級</td><td>主　事・技　師</td><td>主　　任</td><td>主　　任</td><td>主　　任</td></tr>
<tr><td>1級</td><td>主　事・技　師</td><td>係　　員</td><td>係　　員</td><td>係　　員</td></tr>
</table>

職員給与と民間給与との比較

第23表　職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 （A）	職員の給与 （B）	較差 （A）－（B） $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100\right)$
381,720　円	380,850　円	870　円 （　0.23 ％）

（注）　1　職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
　　2　職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生　計　費　関　係

平成28年４月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

⑴ 標準生計費の費目

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食　料　費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑　費　Ⅰ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑　費　Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

⑵ 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

１人世帯については、全国の平成28年４月における１人世帯の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成28年４月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、２人～５人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成28年４月の費目別平均支出金額（日数を$\frac{365}{12}$日に、世帯人員を４人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成27年１月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が１人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ４人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第24表　千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成28年４月）

費目＼世帯人員	１　人	２　人	３　人	４　人	５　人
食　料　費	27,270円	40,290円	51,370円	62,440円	73,520円
住居関係費	43,300	47,710	43,560	39,400	35,250
被服・履物費	4,570	10,920	13,420	15,920	18,420
雑　費　Ⅰ	31,160	42,230	59,680	77,140	94,590
雑　費　Ⅱ	10,040	37,050	37,030	37,000	36,990
計	116,340	178,200	205,060	231,900	258,770

労　働　経　済　指　標

第25表　労 働 経 済 指 標

項目 / 年度・年月	① 実質国内総生産（GDP）	② 常用雇用指数（調査産業計）	③ 有効求人倍率（季節調整値）		④ 完全失業率（季節調整値）	⑤ きまって支給する給与（調査産業計）						⑥ 所定内（調査		
			全国	千葉県		全国			千葉県			全国		
								一般労働者			一般労働者			一般労働者
	前年度比・前期比（%）	前年度比・前年同月比（%）	（倍）	（倍）	（%）	（千円）	前年度比・前年同月比（%）	（千円）	（千円）	前年度比・前年同月比（%）	（千円）	（千円）	前年度比・前年同月比（%）	（千円）
平成26年度	△ 0.9	0.5	1.11	0.91	3.5	290.8	0.3	352.9	261.6	△ 0.5	345.7	265.4	0.2	320.6
27年度	0.8	1.1	1.23	1.04	3.3	289.1	0.5	352.1	264.1	1.3	343.5	264.0	0.6	320.0
平成27年4月		1.0	1.17	0.97	3.4	292.5	0.5	355.3	267.8	△ 0.6	347.7	266.5	0.6	322.0
5月	△ 0.5	0.9	1.18	0.99	3.3	286.8	0.0	348.1	262.4	△ 0.1	340.5	262.6	0.3	317.2
6月		0.9	1.19	1.00	3.4	290.1	0.8	352.4	264.1	1.0	341.7	265.5	0.8	320.9
7月		1.0	1.21	1.02	3.3	289.4	0.6	352.4	263.1	0.6	341.0	264.5	0.7	320.5
8月	0.5	1.0	1.22	1.04	3.4	287.2	0.3	349.6	262.8	0.8	340.4	262.9	0.3	318.5
9月		1.0	1.23	1.06	3.4	288.1	0.4	350.7	260.8	0.7	339.7	263.8	0.3	319.7
10月		1.2	1.24	1.05	3.2	289.8	0.6	353.4	265.2	1.3	346.3	264.3	0.5	320.8
11月	△ 0.4	1.2	1.26	1.07	3.3	289.0	0.5	352.4	265.2	1.9	345.3	263.2	0.6	319.4
12月		1.3	1.27	1.08	3.3	289.3	0.5	353.0	265.7	0.9	345.4	263.2	0.5	319.6
平成28年1月		1.2	1.28	1.07	3.2	286.6	0.2	350.4	262.4	0.0	342.7	261.8	0.4	318.6
2月	0.5	1.0	1.28	1.04	3.3	288.6	1.0	352.1	262.8	1.1	343.2	263.6	1.1	320.1
3月		1.2	1.30	1.06	3.2	292.0	1.3	355.2	266.3	2.1	347.8	266.3	1.2	322.2
4月		0.8	1.34	1.09	3.2	293.8	0.5	357.0	269.6	0.8	349.1	267.6	0.4	323.4
5月	0.2	0.8	1.36	1.13	3.2	287.5	0.3	348.6	266.3	1.5	345.9	263.0	0.1	317.5
6月		0.9	1.37	1.16	3.1	290.3	0.0	352.3	263.8	△ 0.2	342.5	265.7	0.1	320.8

資料出所：①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月

(注)1　①は平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成22年基準である。

2　②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

3　⑩の平成26年度、平成27年度の欄は、それぞれ平成26暦年、平成27暦年の数値である。

給与			⑦		⑧		⑨		⑩				⑪		⑫
産業計)			所定外給与		総実労働時間数		所定外労働時間数		消費支出(名目)				消費者物価指数		国内企業
			(調査産業計)		(調査産業計)		(調査産業計)		(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				(総合)		物価指数
千葉県			全国	千葉県	全国	千葉県	全国	千葉県	全国		千葉市		全国	千葉市	
		一般労働者													
	前年度比・前年同月比									前年比・前年同月比		前年比・前年同月比	前年度比・前年同月比	前年度比・前年同月比	前年度比・前年同月比
(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(%)	(%)	(%)
239.0	△ 0.5	313.1	25.4	22.6	149.3	141.7	12.8	11.9	318.7	0.0	319.0	5.4	2.9	3.0	2.7
240.3	0.8	309.9	25.1	23.8	148.9	144.2	12.8	12.4	315.4	△ 1.0	302.9	△ 5.0	0.2	0.5	△ 3.2
243.6	△ 0.9	313.4	26.0	24.2	155.8	149.7	13.4	12.7	333.1	1.1	346.5	4.0	0.6	1.1	△ 2.1
239.9	△ 0.4	308.8	24.3	22.5	143.0	140.0	12.5	12.2	317.2	8.1	281.7	△ 6.8	0.5	0.8	△ 2.2
241.4	0.8	309.7	24.6	22.7	153.4	148.8	12.6	12.3	293.4	△ 0.9	243.6	△ 25.4	0.4	0.6	△ 2.4
239.5	0.2	307.7	24.9	23.6	155.5	150.7	12.7	12.5	315.5	1.3	271.2	△ 18.2	0.2	0.5	△ 3.2
239.5	0.4	307.5	24.3	23.3	145.4	140.8	12.2	11.9	317.5	3.7	317.4	△ 10.9	0.2	0.3	△ 3.7
238.3	0.2	307.8	24.2	22.5	147.0	142.0	12.7	12.4	299.3	△ 1.4	332.0	11.0	0.0	0.2	△ 4.0
240.7	0.4	311.4	25.4	24.6	149.7	144.8	13.0	12.9	310.4	△ 1.3	274.6	△ 21.4	0.3	0.4	△ 3.8
241.2	1.5	311.2	25.8	24.0	149.6	144.0	13.3	12.6	295.1	△ 3.6	284.9	△ 5.4	0.3	0.6	△ 3.7
240.4	0.5	309.8	26.2	25.3	147.9	144.5	13.4	13.6	340.1	△ 5.0	348.9	13.2	0.2	0.4	△ 3.5
237.5	△ 0.5	307.4	24.8	24.8	140.4	137.8	12.3	11.7	312.8	△ 2.3	387.1	25.0	0.0	△ 0.1	△ 3.2
239.5	0.9	310.3	25.0	23.3	147.0	140.4	12.6	11.6	298.3	2.4	332.6	30.6	0.3	0.4	△ 3.4
242.0	1.6	313.6	25.8	24.3	152.5	146.9	13.2	12.9	335.5	△ 4.7	362.8	△ 1.9	△ 0.1	0.3	△ 3.8
245.9	0.9	316.0	26.3	23.8	153.8	147.7	13.3	12.7	337.3	1.3	350.2	1.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 4.2
239.9	0.0	308.8	24.5	26.3	142.7	142.6	12.2	14.1	308.0	△ 2.9	425.8	51.2	△ 0.4	0.0	△ 4.3
240.1	△ 0.5	308.9	24.6	23.6	154.0	149.2	12.5	12.4	276.6	△ 5.4	288.7	18.5	△ 0.4	△ 0.2	△ 4.2

勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

人　事　院　勧　告

〈参考〉　人事院勧告の骨子

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

①　民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ

②　ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

①　給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ

②　配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ

③　専門スタッフ職俸給表に４級を新設

Ⅰ　給与勧告制度の基本的考え方

１　給与勧告の意義と役割

・　国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務

・　勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

２　民間準拠による給与水準の改定

・　公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

・　公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較

・　企業規模 50 人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

Ⅱ　民間給与との較差に基づく給与改定

１　民間給与との比較

約 11,700 民間事業所の約 49 万人の個人別給与を実地調査（完了率 87.7%）

〈月例給〉　公務と民間の４月分の給与額を比較

○民間給与との較差　708 円　0.17%〔行政職(一)…現行給与　410,984 円　　平均年齢 43.6 歳〕

〔俸給 448 円　　本府省業務調整手当 206 円　　はね返り分(注) 54 円〕

（注）俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉　昨年８月から本年７月までの直近１年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合　4.32 月（公務の支給月数　4.20 月）

２　給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1)　俸給表

①　行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を 1,500 円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ 400 円の引上げを基本に改定（平均改定率 0.2%）

②　その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2)　本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ

（係長級：４%→4.5%相当額、係員級：２%→2.5%相当額）

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ　4.20 月分→4.30 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6 月期	12 月期
28 年度	期末手当	1.225 月　(支給済み)	1.375 月　(改定なし)
	勤勉手当	0.80　月　(支給済み)	0.90　月　(現行 0.80 月)
29 年度	期末手当	1.225 月	1.375 月
以降	勤勉手当	0.85　月	0.85　月

[実施時期]

・月例給：平成 28 年４月１日　　・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ　給与制度の改正等

１　給与制度の総合的見直し

・　国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成 26 年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年４月から３年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施

・　平成 29 年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額の 5.5%相当額に、係員級は同 3.5%相当額にそれぞれ引上げ

２　配偶者に係る扶養手当の見直し（平成 29 年４月１日から段階実施）

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

・　配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500 円、子：10,000 円)

・　本府省課長級（行(一)９・10 級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級（行(一)８級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を 3,500 円支給

・　配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

３　専門スタッフ職俸給表４級の新設（平成 29 年４月１日実施）

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成 29 年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表４級を新設

・　俸給月額は、同表３級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表１号俸の俸給月額を下回る水準に設定

・　昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定（昇給号俸数は１号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表３級と同一の成績率を設定

４　その他

(1) 再任用職員の給与

・　勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定

・　再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成 20 年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

○　育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成 29 年１月実施）

① 介護休暇の分割（３回まで可能）
② 介護時間の新設（最長連続３年、１日２時間まで）
③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

１　改正概要

(1)　介護休暇の分割

- 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに３回以下、かつ、合計６月以下の範囲内で指定
- 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して６月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2)　介護時間の新設

- 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する３年以下、１日につき２時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3)　育児休業等に係る子の範囲の拡大

- 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成 29 年４月１日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

２　実施時期

平成 29 年１月１日（養子縁組里親に係る改正は、平成 29 年４月１日）

３　その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

１　人材の確保及び育成

(1)　多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2)　人材育成

Off-JT の重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3)　能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

２　働き方改革と勤務環境の整備

(1)　仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

(2)　長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3)　心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4)　ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5)　非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

３　高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60 歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援